

【表紙】

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年12月25日 |
| 【事業年度】 | 第11期（自平成23年10月1日至平成24年9月30日） |
| 【会社名】 | 株式会社F P G |
| 【英訳名】 | Financial Products Group Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 谷村 尚永 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 |
| 【電話番号】 | 03(5288)5656(代) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員経理部長 久保出 健二 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 |
| 【電話番号】 | 03(5288)5691(代) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員経理部長 久保出 健二 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

| 回次 決算年月 | 第7期 平成20年9月 | 第8期 平成21年9月 | 第9期 平成22年9月 | 第10期 平成23年9月 | 第11期 平成24年9月 |
|--------------------------------|------------------|------------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 売上高 (千円) | 902,907 | 856,919 | 1,621,937 | 1,992,470 | 2,802,696 |
| 経常利益 (千円) | 435,022 | 242,516 | 773,547 | 967,991 | 1,392,633 |
| 当期純利益 (千円) | 231,979 | 99,968 | 444,674 | 557,459 | 793,202 |
| 持分法を適用した場合 の投資利益 (千円) | - | - | - | - | - |
| 資本金 (千円) | 50,000 | 66,800 | 332,905 | 334,105 | 338,605 |
| 発行済株式総数 (株) | 1,000 | 1,056 | 1,231,300 | 2,470,600 | 7,501,800 |
| 純資産額 (千円) | 463,271 | 586,840 | 1,553,165 | 1,958,833 | 2,551,022 |
| 総資産額 (千円) | 1,881,938 | 1,539,366 | 2,366,858 | 6,589,604 | 5,919,301 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 77.21 | 92.62 | 210.23 | 264.31 | 340.09 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円) | 10,000.00 (-) | 10,000.00 (-) | 125.00 (-) | 70.00 (-) | 37.00 (5.00) |
| 1株当たり当期純利益金額 (円) | 38.66 | 16.66 | 69.49 | 75.46 | 106.97 |
| 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円) | - | - | 64.56 | 71.71 | 102.59 |
| 自己資本比率 (%) | 24.6 | 38.1 | 65.6 | 29.7 | 43.1 |
| 自己資本利益率 (%) | 66.8 | 19.0 | 41.6 | 31.7 | 35.2 |
| 株価収益率 (倍) | - | - | 6.5 | 8.5 | 8.9 |
| 配当性向 (%) | 4.3 | 10.0 | 30.0 | 30.9 | 34.6 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (千円) | 666,807 | 676,109 | 11,326 | 1,679,449 | 1,842,742 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (千円) | 39,727 | 110,682 | 51,134 | 71,415 | 71,189 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (千円) | 665,468 | 280,690 | 207,461 | 3,493,442 | 2,010,872 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (千円) | 458,046 | 731,718 | 482,956 | 2,226,322 | 1,987,063 |
| 従業員数 (人) | 9 | 20 | 27 | 33 | 55 |

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益につきまして、第7期から第10期は、関連会社がないため、また第11期は、関連会社はありますが、その損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

- 4 . 第 7 期及び第 8 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額について、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
- 5 . 第 7 期及び第 8 期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
- 6 . 従業員数は就業人員であります。
- 7 . 第 7 期から第 11 期において、業容拡大により、人材を積極的に採用したことから、従業員数が大幅に増加しております。
- 8 . 当事業年度より、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第 2 号 平成 22 年 6 月 30 日）、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号 平成 22 年 6 月 30 日公表分）及び「1 株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 9 号 平成 22 年 6 月 30 日）を適用しております。当社は株式分割を、平成 21 年 12 月 26 日付で株式 1 株につき 1,000 株、平成 23 年 4 月 1 日付で株式 1 株につき 2 株、平成 23 年 11 月 1 日付で株式 1 株につき 3 株の割合で実施しております。上記の 1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、第 7 期の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

2【沿革】

| 年月 | 事項 |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 平成13年11月 | 東京都世田谷区において有限会社ファイナンシャル・プロダクト・グループとして設立。主にリース事業に係る匿名組合契約に関し顧客紹介等アドバイザーサービスを行う。 |
| 平成14年10月 | 有限会社エフ・ピー・ジーに商号変更し、東京都千代田区平河町に本社を移転 |
| 平成14年11月 | 有限会社F P Gに商号変更 |
| 平成14年11月 | 有限会社F P Gリアル・エステート（100%子会社）を設立。不動産仲介業を行う。 |
| 平成16年2月 | 株式会社F P Gに組織変更及び商号変更 |
| 平成16年8月 | リース事業に係る匿名組合契約上の権利の売買及び私募の取扱いを開始 （海上輸送用コンテナを対象としたオペレーティング・リース事業の取扱いを開始） |
| 平成17年1月 | 有限会社F P Gリアル・エステートを株式会社F P Gリアル・エステートに組織変更 |
| 平成17年1月 | 東京都千代田区丸の内に本社を移転 |
| 平成19年9月 | 株式会社F P Gリアル・エステートを解散 |
| 平成20年5月 | 第二種金融商品取引業者の登録完了（注）登録番号 関東財務局長（金商）第1832号 |
| 平成20年7月 | 大阪営業部（現大阪支店）を開設 |
| 平成21年6月 | 福岡営業所（現福岡支店）を開設 |
| 平成21年7月 | 船舶を対象としたオペレーティング・リース事業の取扱いを開始 |
| 平成21年10月 | 名古屋支店を開設 |
| 平成22年4月 | 銀行代理業者の許可取得 許可番号 関東財務局長（銀代）第114号 |
| 平成22年8月 | 保険仲立人の登録完了 登録番号 関東財務局長 第55号 |
| 平成22年9月 | 銀行代理業の業務開始 |
| 平成22年9月 | 大阪証券取引所J A S D A Q市場（現J A S D A Q（スタンダード））に株式を上場（平成24年1月上場廃止） |
| 平成22年10月 | M & A アドバイザー業の業務開始 |
| 平成22年11月 | 保険仲立人業の業務開始 |
| 平成23年4月 | 航空機を対象としたオペレーティング・リース事業の取扱いを開始 |
| 平成23年5月 | 金融商品仲介業の登録完了 登録番号 関東財務局長（金仲）第543号 |
| 平成23年7月 | 金融商品仲介業の業務開始 |
| 平成23年10月 | 東京証券取引所市場第二部に株式を上場 |
| 平成24年2月 | 欧州においてオペレーティング・リース事業組成のサポートを行う合併会社を設立 |
| 平成24年8月 | 宅地建物取引業者の免許取得 免許証番号 東京都知事（1）第94477号 |
| 平成24年8月 | 大宮支店を開設 |

（注）金融商品取引法の施行により、匿名組合契約に基づく権利が同法の有価証券とみなされることになったことに伴い、当社の行う匿名組合契約に基づく権利の売買及び私募の取扱いが、第二種金融商品取引業に該当することになったため、第二種金融商品取引業者として内閣総理大臣の登録を受けたものです。

3【事業の内容】

当社の企業集団は、当社（株式会社 F P G）及び子会社136社並びに関連会社 1 社から構成されており、タックス・リース・アレンジメント事業を中心に、その他事業（保険仲立人業、M & A アドバイザリー業等）を行っております。子会社135社及び関連会社 1 社は、タックス・リース・アレンジメント事業で利用しております。なお当社の子会社はすべて連結対象とはしておりません。詳細は、「4 関係会社の状況」をご参照ください。

当社の事業セグメントは、「第 5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおり、単一セグメントとしております。以下は、事業セグメント別ではなく、提供するサービスで区別した事業別に記載しております。

[1] タックス・リース・アレンジメント事業について

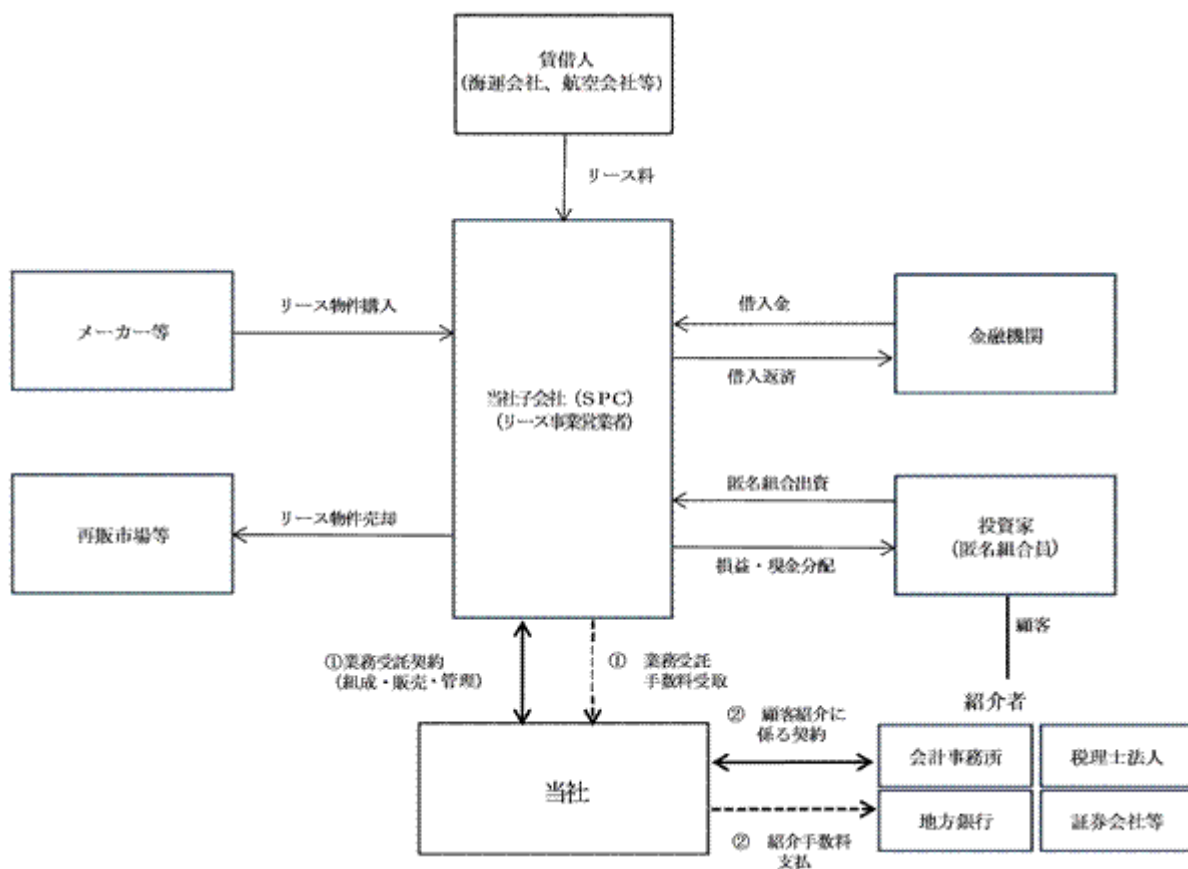
(1) タックス・リース・アレンジメント事業の内容

当該タックス・リース・アレンジメント事業では、当社が、海上輸送用コンテナ、船舶及び航空機を対象とし、主に投資家が税の繰り延べ効果を受取できるオペレーティング・リース事業（注 1）をアレンジメントしており、当社の子会社（いわゆる S P C（注 2）と呼ばれる法人、以下「当社子会社（S P C）」という。）がリース事業営業者となって、当該リース事業を遂行します。

当社は、当社子会社（S P C）から、組成、販売、管理といったオペレーティング・リース事業運営に必要な一連の業務を受託することで、手数料を得ております。

事業系統図で示すと以下のとおりです。なお、以下は、当社のタックス・リース・アレンジメント事業の大部分を占める匿名組合方式を前提に記載しております。

- (注1) 本書における「オペレーティング・リース事業」とは、主に以下の要素を持つ一連の仕組みを指し、一般に「日本型オペレーティング・リース」と呼ばれております。詳細は(2)一般的なオペレーティング・リース事業の仕組み（ご参考）をご覧ください。
- ・当社子会社（S P C）が、投資家との間で匿名組合契約を締結し、出資を受け入れ、また金融機関から資金調達を行う。
 - ・調達した資金により海上輸送用コンテナ、船舶及び航空機といった物件を取得し、オペレーティング・リースにより賃貸を行う。
 - ・投資家が、当該事業の損益を、投資家自身の決算に取り込むことで、課税の繰り延べ効果を受取できる。また、リース物件売却によるキャピタルゲインも享受できる。
- (注2) S P Cとは、特別目的会社のことをいい、英語の（Special Purpose Company）の略であります。一般には、株式、債券の発行等の特別な目的のために作られた会社のことです。当社では、オペレーティング・リース事業を行うに際して、当該事業の損益及び収支等を明確にするために、個別案件ごとに S P C を利用しております。



(注) 投資家は、匿名組合出資を行うことで、「匿名組合契約に基づく権利」を取得します。当該「匿名組合契約に基づく権利」は、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 5 号の有価証券に該当します。

当社は、当社子会社（SPC）から、組成、販売、管理のリース事業の運営に必要な全ての業務を受託し、当社が代わりに業務を行うことで、当社子会社（SPC）から、手数料を得ております。当社子会社（SPC）は、匿名組合の出資総額及びリース料から、当該手数料を支払います。

当社は、全国の会計事務所・税理士法人・地方銀行・証券会社等と顧客紹介に係る契約を締結し、その顧客（投資家）を紹介して頂きます。当社は、投資家に対して直接、商品説明を行い、成約に至った場合には、紹介者に紹介手数料を支払っております。

なお、オペレーティング・リース事業の仕組みについては、(2) 一般的なオペレーティング・リース事業の仕組み（ご参考）をご参照下さい。

当社がタックス・リース・アレンジメント事業を行うに際しての業務の流れ（案件受注からリース満了まで）は以下のとおりです。

当社は、以下の一連の業務を、組成、販売、管理の各業務に区分したうえで、その各業務に対応した手数料を、当社子会社（SPC）から得ております。当社では、組成に関しては、アレンジメント・フィー、販売に関しては、販売手数料、管理に関しては、管理料として各々売上に計上しております。

| 業務の流れ | 業務の説明 | 売上 |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1. 案件受注（組成） | 入札、または個別交渉の結果、航空会社、海運会社等の賃借人から、リース事業を受注することで、当社の業務を開始します。 | |
| 2. 案件組成（組成） | 賃借人が要求するリース条件、金融機関からの借入条件、投資家への販売予定額等の諸条件を総合的に勘案し、当社子会社（SPC）において、オペレーティング・リース事業を組成します。 | アレンジメント・フィー |
| 3. 私募の取扱い（販売） | リース開始日以前は、投資家に対して当社子会社（SPC）の匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘を行います。 この勧誘行為は、金融商品取引法上、有価証券の私募の取扱いに該当します。 | 販売手数料 |
| 4. リース開始（組成） | リース契約に基づき、当社子会社（SPC）において、オペレーティング・リース事業が開始されます。 | |
| 5. 地位譲渡（販売） | リース開始日以後、当社子会社（SPC）に匿名組合契約に基づく権利の未販売分がある場合には、投資家に対して、当社が取得した当該権利の地位譲渡を行います（注）。この譲渡行為は、金融商品取引法上の有価証券の売買に該当します。 | 販売手数料 |
| 6. 案件管理（管理） | オペレーティング・リース事業の運営に係る匿名組合契約に基づく報告、当社子会社（SPC）の会社運営上必要とされる記帳、税務申告等の一切の管理業務を行います。 | 管理料 |
| 7. リース満了（組成） | リース期間満了後、リース物件の売却、借入金の返済等を行い、残余財産を投資家に分配します。 | |

（注）リース開始日時時点で、当社子会社（SPC）に匿名組合契約に基づく権利の未販売分がある場合には、当社は、投資家に地位譲渡することを前提に一時的に立替取得を行います。当該立替取得した額は、投資家に地位譲渡するまで、貸借対照表上の「商品出資金」に計上しております。

各手数料の内容は以下のとおりです。

| 売上区分 | 内容 | 売上計上時期 | 手数料の決定方法 |
|-------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| アレンジメント・フィー | 案件組成に対する手数料 | 「3. 私募の取扱い」の場合 当社子会社（SPC）が、投資家から匿名組合契約に基づく出資を受け入れ、リースを開始した時点（注） | オペレーティング・リース事業の組成に際して、賃借人、金融機関等と交渉して決定した手数料やその他の市場実勢を参考にして決定 |
| 販売手数料 | 投資家に対して匿名組合契約に基づく権利を販売することで得られる手数料 | 「5. 地位譲渡」の場合 当社が、投資家と匿名組合契約の地位譲渡契約を締結し、投資家から譲渡代金の入金があった時点（注） | |
| 管理料 | 管理業務を行うことによる手数料 | 管理期間に対応した額を売上計上 | |

なお、各手数料について、当社は、主にオペレーティング・リース事業のリース開始時に、当社子会社（SPC）から収受しますが、については、当社では売上計上時期まで、前受金に計上しております（についてはリース開始時に売上計上します）。

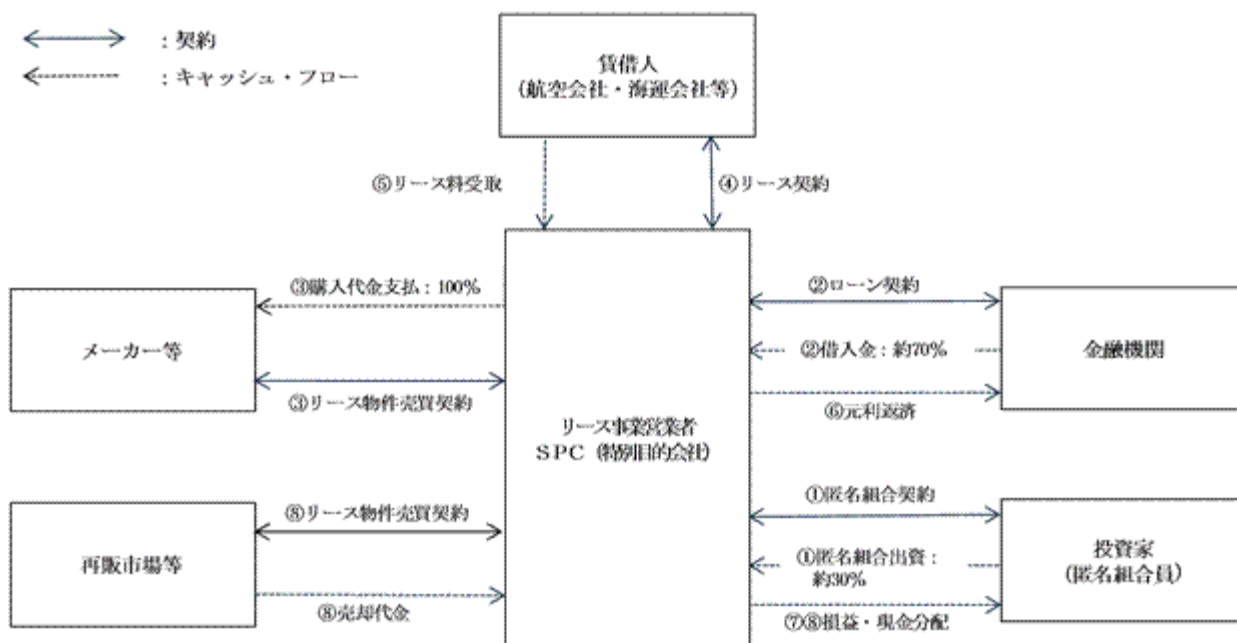
（注）原則的な方針を示しており、案件の契約条件によっては、異なる方法を採用する場合があります。

匿名組合契約に基づく権利は、金融商品取引法第2条第2項第5号の有価証券に該当するため、当社が行う販売行為は、金融商品取引法上の有価証券の私募の取扱い及び有価証券の売買に該当します。そのため、当社は、第二種金

融商品取引業者の登録を行い、各種規制を遵守するための体制を整備・運用しております。

(2) 一般的なオペレーティング・リース事業の仕組み（ご参考）

オペレーティング・リース事業とは、投資家が海上輸送用コンテナ、船舶及び航空機等のリース事業に出資し、リース期間中の事業損益の取り込みを行うことで、税の繰り延べ効果を受るとともに、リース期間満了時にリース物件を売却して、キャピタル・ゲインを追求する一連の取引を指します。



投資家は、案件ごとに設立されるリース事業業者（以下「業者」という。）と匿名組合契約（注1）を締結し、船舶等のリース物件価格の約30%（注2）を出資します。

業者は、リース物件価格の約70%（注2）を業者（組合員含む）に遡及しないノンリコースローン契約（注3）で金融機関から借入れます。

業者は、投資家からの出資金と金融機関からの借入金をあわせ、メーカー等からリース物件を購入します。

業者は、直ちに、リース物件を賃借人にリース（注4）し、リース事業を開始します。

賃借人は、リース契約に基づいて、定期的にリース料を業者に支払います。

業者は、リース料収入により、借入金の元本と利息を金融機関に返済します。

業者は、定期的に匿名組合事業の決算を行い、事業の損益を出資割合に応じて投資家に分配します。

リース期間終了後、業者はリース物件を市場等で売却し、売却代金から、ノンリコースローンの返済後の残額を出資割合に応じて投資家に分配します。

（注1）匿名組合契約とは、商法第535条乃至第542条に規定されており、匿名組合員が業者の行う事業のために出資をなし、その営業により生ずる損益を分配することを約する契約です。そのため、匿名組合事業から発生する損益は、全て匿名組合員に帰属します。

（注2）案件によって、比率は異なります。

（注3）ノンリコースローン契約とは、返済原資を借入人（業者）が保有する特定の資産から生ずる将来のキャッシュ・フロー（リース料や資産の売却代金含む。）に限定し、借入人の他の資産に遡及させないローン契約をいいます。

（注4）リースは、オペレーティング・リースによります。

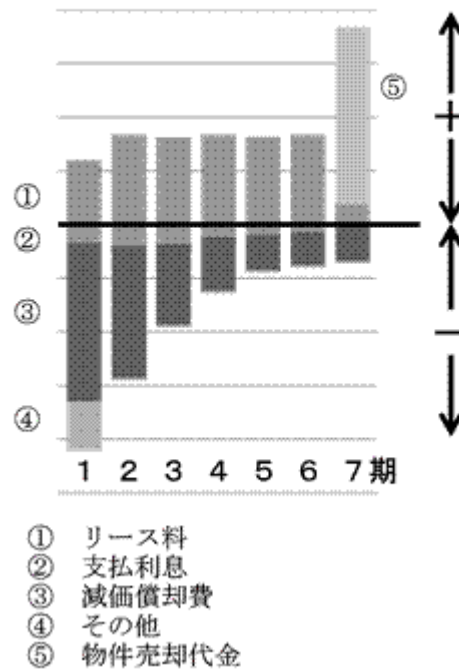
賃借人は、調達コストの低減、費用の平準化、資金調達能力の向上（注）、オフバランスなどを目的としてオペレーティング・リースを活用します。

（注）オペレーティング・リース事業の場合、物件の調達資金のうち、30%前後は、利息負担が少ない投資家からの拠出金によるため、賃借人が、自ら物件を購入する場合に比べ、金融機関からの資金調達額を少なくすることが可能となり、利息負担や、金融機関との与信枠の使用を少なくすることが可能となります。

オペレーティング・リース事業では、営業者の損益は、リース期間前半には、定率法を選択することにより、減価償却費等の費用が、収益よりも先行して発生するため赤字となる傾向にあり、一方、リース期間後半には減価償却費等が減少するため、黒字となる傾向があることから、営業者にとって税の繰り延べ効果が発生します。投資家は、匿名組合契約に基づき、出資割合に応じた事業損益の分配を受けることで、この税の繰り延べ効果を享受することが可能となります。

以下に、参考として、当社子会社（SPC）で平成22年6月にリースを開始した海上輸送用コンテナを対象とした株式会社CLIP第35号のリース開始時点での予想に基づく、各構成要素及び事業損益を記載しております。なお、第1期は約9か月決算、第7期は約3か月決算であるため、各構成要素の発生額も、その期間に対応した額となっております。

<オペレーティング・リース事業の
損益の構成要素（予想）>



（注）上記の物件売却代金は、賃借人に付与した購入選択権が行使されたと仮定した額によっておりますが、購入選択権が行使されない場合、上記のような収入が得られない可能性があります。

- （ ）営業者は、リース期間中、賃借人から定額のリース料を受け取ります。（上図）
- （ ）借入金の支払利息は、返済方法が元利均等払いのため、リース期間初期においては金利支払いが多く、返済が進むにしたがって、金利支払い額は遞減します。（上図）
- （ ）リース物件に係る減価償却費は、定率法を選択することにより、リース期間初期に減価償却費が大きく、後になるにしたがって小さくなります。なお、上図の7期には、リース物件売却時の未償却残高を含めております。（上図）
- （ ）その他、営業者には、初年度にアレンジメント・フィー等の初期費用が発生します。また、管理料等の諸費用も発生します。（上図）
- （ ）リース期間終了後はリース物件を売却し、物件売却代金を受け取ります。（上図）

以下のように、オペレーティング・リースの構成要素から算出された事業損益が、投資家に分配されます。

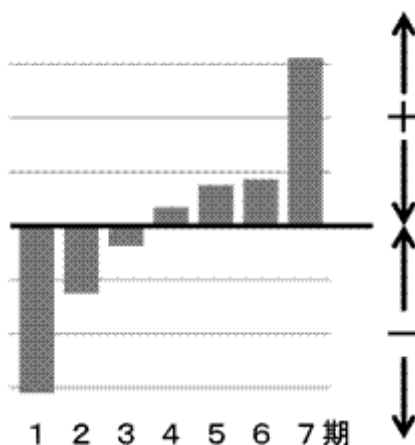
収益 = リース料 + 物件売却代金

費用 = 減価償却費（物件売却簿価含む） + 支払利息 + その他

事業損益 = 収益 - 費用

(株)C L I P 第35号の事業損益の予想は以下のとおりです。

<各期の事業損益（予想）>



(注) 第7期の事業損益は、オペレーティング・リース事業の損益の構成要素である物件売却代金について、賃借人に付与した購入選択権が行使されたと仮定した額によっておりますが、購入選択権が行使されない場合には、上記の事業損益は変動する可能性があります。

「オペレーティング・リース事業の損益の構成要素（予想）」図のリース料及び物件売却代金から支払利息、減価償却費、その他を差し引いた額が営業者の事業損益となります。通算すると、「各期の事業損益（予想）」図のようにリース期間の前半に損失、後半に利益が発生する事業となります。投資家は出資割合に応じこの事業損益の分配を受けることで税の繰り延べ効果を楽しむことが可能となります。

なお、(株)C L I P 第35号は、リース期間は約6年間としておりますが、当社が取り扱う平成24年9月30日現在でリース事業が継続している案件のうち、海上用輸送コンテナは3年6か月間から9年間、船舶は約5年11か月間から約8年11か月間、航空機は、約9年4か月間から約11年8か月間あります。

(注) 購入選択権の行使等により、上記期間満了前に終了する場合があります。

上記の「オペレーティング・リース事業の損益の構成要素（予想）」図及び「各期の事業損益（予想）」図に記載している各項目並びに説明は、オペレーティング・リース事業の仕組みに対するイメージを把握して頂くために記載しているものであり、実際に出資した場合の損益・効果を確約するものではありません。また、外貨建て取引の場合は、為替レートの変動の影響を受けることもあります。

<オペレーティング・リース事業のリスクについて>

オペレーティング・リース事業に投資家が出資するに当たっては、様々なリスクがありますが、その主なリスクの概要は、以下のとおりです。当社では、金融商品取引法及び金融商品販売法に従い、投資家に対して適切に説明を行っております。

賃借人の倒産

賃借人が倒産などにより債務不履行に陥った場合、リースは中途解約となり、リース物件を売却するか、新たな賃借人を探すこととなります。営業者及び金融機関との協議の結果次第では、リース契約上の権利行使及びリース物件の回収処分を金融機関に委ねる可能性があります。この場合、匿名組合事業に投資した元本（以下「投資元本」という。）が毀損する可能性や追加出資が発生する可能性があります。

営業者である当社子会社（SPC）または当社の倒産

営業者である当社子会社（SPC）または当社が倒産した場合、賃借人に低額の買取選択権が発生します。この権利が行使された場合、投資元本が毀損する可能性や追加出資が発生する可能性があります。

残存価格リスク

リース物件を再販市場で売却する場合、当初想定した価格で売却できない可能性があり、投資元本が毀損する可能性や追加出資が発生する可能性があります。その他、予期せぬ事由によりリースが途中で終了する場合、リース物件を売却することとなりますが、その際の売却価格によっては投資元本が毀損する可能性や

追加出資が発生する可能性があります。

為替リスク

一般的に航空機、船舶及び海上輸送用コンテナ等のリース物件売却価格は米ドル等の外貨建てになります。これらを一円貨に換算する場合に為替変動の影響を受け、匿名組合の事業収支及び損益が当初予定のものと変動します。すなわち、為替の状況によっては、投資元本が毀損する可能性があります。

リース物件の滅失

リース物件が事故等により使用不能あるいは修復不可能な損害を被った場合、リース契約は早期に解約となり、賃借人が規定損害金を支払うこととなります。この場合、匿名組合の事業収支及び損益が当初予定のものと変動します。

第三者への損害賠償

対象物件の事故等により第三者に損害が発生した場合、賃貸人は対象物件の所有者としてかかる損害に関して賠償責任を負う可能性があります。リース契約上、かかる損害に対し賃貸人が賠償責任を負う場合、賃借人は賃貸人が賠償により被る損害を賠償する義務を負っております。しかし、賃借人が損害を補償できず、さらに保険会社が損害賠償のための保険金を支払えない場合や賠償額が受取保険金額を上回る場合、追加出資が発生する可能性があります。

リース期間の延長オプション

営業者である当社子会社（SPC）に対して、リース期間の延長オプションが付されている場合があります。営業者である当社子会社（SPC）がリース期間延長オプションを行使した場合には、リース期間が延長されるため、投資期間も延長されます。その場合、匿名組合の事業収支及び損益が当初予定のものと変動します。

税制・法制・会計制度の変更

税制・法制・会計制度の変更により、当初予定した投資効果を受取できない可能性があります。

匿名組合契約

投資家が、投資家の事情により匿名組合契約を中途解約することはできません。また匿名組合契約上の権利、義務、又は地位の一部又は全部を譲渡したり、担保に供したりすることも原則できません。投資家の倒産などに起因して匿名組合契約が解除等になる場合、投資元本が毀損する可能性や追加出資が発生する可能性があります。

追加出資義務

営業者がリース事業の遂行のために合理的な理由をもって必要と判断した場合には、投資家に対して匿名組合契約上の損失負担限度額まで現金による追加出資を求める場合があります。

営業者の意思決定

リース事業に関わる全ての意思決定は営業者の裁量で行われ、投資家には営業者の意思決定に関与する権利はありません。

[2]その他事業について

当社において、保険仲立人業、M & A アドバイザリー業、銀行代理業、金融商品仲介業を行っております。

保険仲立人業は、顧客である保険契約者と保険会社との間に立って、保険会社から独立した立場で保険契約者のために最適な保険契約の締結に向けて尽力し、保険契約が成約した際には、保険会社から所定の手数料を得ております。

M & A アドバイザリー業は、顧客の事業の売却等に関して、仲介・アドバイザー契約を締結し、手数料を得るとともに、事業の売却等が成約した際には、所定の成功報酬を得ます。

銀行代理業は、顧客に対して、所属金融機関が取り扱う預金口座開設の媒介を行っており、金融商品仲介業については、顧客に対して、所属金融商品取引業者が取り扱う金融商品の媒介を行っております。いずれも顧客と所属金融機関・所属金融商品取引業者との間で成約することで、所定の手数料を得ております。

4【関係会社の状況】

当社は、全ての子会社を連結の範囲に含めておりません。匿名組合事業の営業者である子会社については、当該匿名組合事業を含む子会社の損益のほとんどすべてが匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には形式的にも実質的にも帰属しないため、当該子会社を連結の範囲に含めると利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められるためです。またその他の子会社については、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローの状況等からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいためであります。

なお、平成24年9月30日現在の子会社は136社、関連会社は1社であります。この内訳は、以下のとおりであります。

(1) 当社子会社（SPC）（79社）

平成24年9月30日現在でオペレーティング・リース事業の営業を行っている子会社は以下のとおりです。

| 名称 | 住所 | 資本金又は出資金 (千円) | 純資産 (千円) | 主要な事業 の内容 | 主要取引先 (賃借人) | 議決権等の 所有(被所有)割合 (%) | 関係内容 |
|--------------|---------|------------------|-------------|------------------------|----------------|---------------------------|----------------------------|
| (有)SHコンテナリース | 東京都千代田区 | 3,000 | 2,200 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | 日本郵船㈱ | (所有)間接100.0 | 役員の兼任あり |
| (有)CLIP第4号 | 東京都千代田区 | 3,000 | 2,442 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | ㈱商船三井 | (所有)間接100.0 | 役員の兼任あり |
| (有)CLIP第5号 | 東京都千代田区 | 3,000 | 2,442 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | ㈱商船三井 | (所有)間接100.0 | 役員の兼任あり |
| (有)CLIP第6号 | 東京都千代田区 | 3,000 | 2,460 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | ㈱商船三井 | (所有)間接100.0 | 役員の兼任あり |
| (有)CLIP第7号 | 東京都千代田区 | 3,000 | 2,460 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | ㈱商船三井 | (所有)間接100.0 | 役員の兼任あり |
| (有)CLIP第8号 | 東京都千代田区 | 3,000 | 2,100 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | ㈱商船三井 | (所有)間接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第16号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 638 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | CMA CGM S.A. | (所有)間接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第17号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 628 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | CMA CGM S.A. | (所有)間接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第18号 | 東京都千代田区 | 3,000 | 875 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | CMA CGM S.A. | (所有)間接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第19号 | 東京都千代田区 | 3,000 | 1,472 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | CMA CGM S.A. | (所有)間接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第20号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 692 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | CMA CGM S.A. | (所有)間接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第21号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 686 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | CMA CGM S.A. | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第22号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 681 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | CMA CGM S.A. | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第23号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 675 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | CMA CGM S.A. | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第24号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 695 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | 日本郵船㈱ | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第25号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 706 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | 日本郵船㈱ | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第26号 | 東京都千代田区 | 3,000 | 2,115 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | ㈱商船三井 | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |

| 名称 | 住所 | 資本金又は出資金 (千円) | 純資産 (千円) | 主要な事業 の内容 | 主要取引先 (賃借人) | 議決権等の 所有(被所 有)割合 (%) | 関係内容 |
|-------------|---------|------------------|-------------|------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------|----------------------------|
| (株)CLIP第27号 | 東京都千代田区 | 3,000 | 2,176 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | ㈱商船三井 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (有)CLIP第28号 | 東京都千代田区 | 4,500 | 3,278 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | 日本郵船㈱ | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (有)CLIP第29号 | 東京都千代田区 | 5,000 | 3,388 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | 日本郵船㈱ | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第30号 | 東京都千代田区 | 4,000 | 813 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | ARATRANS TRANSPORT AND LOGISTICS SERVICES LLC | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第31号 | 東京都千代田区 | 3,000 | 2,241 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | ARATRANS TRANSPORT AND LOGISTICS SERVICES LLC | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第32号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 333 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | ARATRANS TRANSPORT AND LOGISTICS SERVICES LLC | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第33号 | 東京都千代田区 | 3,000 | 2,320 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | ARATRANS TRANSPORT AND LOGISTICS SERVICES LLC | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第34号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 877 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | ARATRANS TRANSPORT AND LOGISTICS SERVICES LLC | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第35号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 860 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | ARATRANS TRANSPORT AND LOGISTICS SERVICES LLC | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第40号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 930 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | ㈱商船三井 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第41号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 912 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | ㈱商船三井 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第42号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 880 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | PACIFIC INTERNATIONAL LINES(PRIVATE)LIMITED | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第43号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 880 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | PACIFIC INTERNATIONAL LINES(PRIVATE)LIMITED | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第44号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 938 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | PACIFIC INTERNATIONAL LINES(PRIVATE)LIMITED | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第45号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 867 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | PACIFIC INTERNATIONAL LINES(PRIVATE)LIMITED | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第46号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 870 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | PACIFIC INTERNATIONAL LINES(PRIVATE)LIMITED | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第47号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 883 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | HAPAG-LLOYD AG | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第50号 | 東京都千代田区 | 3,000 | 1,676 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | TRANPAC HOLDINGS INC. | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第51号 | 東京都千代田区 | 3,000 | 1,497 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | CMA CGM S.A. | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)CLIP第53号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 627 | タックス・リース・アレンジメント事業(注2) | CMA CGM S.A. | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1) |

| 名称 | 住所 | 資本金又は出資金 (千円) | 純資産 (千円) | 主要な事業 の内容 | 主要取引先 (貸借人) | 議決権等の 所有(被所有)割合 (%) | 関係内容 |
|-------------|-------------|------------------|-------------|--------------------------------|------------------------------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| (株)CLIP第56号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | 897 | タックス・リース ・アレンジメント 事業(注2) | PACIFIC INTERNATIONAL LINES(PRIVATE)LIMITED | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注1) |
| (株)CLIP第57号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | 897 | タックス・リース ・アレンジメント 事業(注2) | PACIFIC INTERNATIONAL LINES(PRIVATE)LIMITED | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注1) |
| (株)CLIP第58号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | 921 | タックス・リース ・アレンジメント 事業(注2) | PACIFIC INTERNATIONAL LINES(PRIVATE)LIMITED | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注1) |
| (株)SHIP第1号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | 728 | タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3) | 日本郵船(株) | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注1) |
| (株)SHIP第2号 | 東京都 千代田区 | 3,000 | 1,062 | タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3) | 日本郵船(株) | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注1) |
| (株)SHIP第3号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | 715 | タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3) | 日本郵船(株) | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注1) |
| (株)SHIP第4号 | 東京都 千代田区 | 3,000 | 1,130 | タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3) | 日本郵船(株) | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注1) |
| (株)SHIP第5号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | 799 | タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3) | 日本郵船(株) | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注1) |
| (株)SHIP第6号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | 781 | タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3) | 日本郵船(株) | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注1) |
| (株)SHIP第7号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | 776 | タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3) | 日本郵船(株) | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注1) |
| (株)SHIP第8号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | 793 | タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3) | 日本郵船(株) | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注1) |
| (株)SHIP第9号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | 836 | タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3) | JAVA MARITIMA S.A. | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注1) |
| (株)SHIP第10号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | 825 | タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3) | JAVA MARITIMA S.A. | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注1) |
| (株)SHIP第11号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | 824 | タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3) | JAVA MARITIMA S.A. | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注1) |
| (株)SHIP第12号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | 830 | タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3) | JAVA MARITIMA S.A. | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注1) |
| (株)SHIP第13号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | 883 | タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3) | YAMATO MARINE S.A. | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注1) |
| (株)SHIP第14号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | 877 | タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3) | YAMATO MARINE S.A. | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注1) |
| (株)SHIP第15号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | 877 | タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3) | YAMATO MARINE S.A. | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注1) |
| (株)SHIP第16号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | 860 | タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3) | YAMATO MARINE S.A. | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注1) |
| (株)SHIP第17号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | 860 | タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3) | ARGENT NAVIGATION S. A. | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注1) |
| (株)SHIP第18号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | 878 | タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3) | ARGENT NAVIGATION S. A. | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注1) |
| (株)SHIP第19号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | 866 | タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3) | ARGENT NAVIGATION S. A. | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注1) |

| 名称 | 住所 | 資本金又は出資金 (千円) | 純資産 (千円) | 主要な事業 の内容 | 主要取引先 (貸借人) | 議決権等の 所有(被所有)割合 (%) | 関係内容 |
|-------------|---------|------------------|-------------|------------------------|-------------------------------------------|---------------------------|------------------------|
| (株)SHIP第20号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 912 | タックス・リース・アレンジメント事業(注3) | SCP TANKERS S. A. | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)SHIP第21号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 918 | タックス・リース・アレンジメント事業(注3) | CHEMICAL FRONTIER S.A. | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)SHIP第22号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 898 | タックス・リース・アレンジメント事業(注3) | COTTON MARITIMA S.A. | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)SHIP第23号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 879 | タックス・リース・アレンジメント事業(注3) | COTTON MARITIMA S.A. | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)SHIP第24号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 880 | タックス・リース・アレンジメント事業(注3) | COTTON MARITIMA S.A. | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)SHIP第25号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 953 | タックス・リース・アレンジメント事業(注3) | COTTON MARITIMA S.A. | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)ALIP第1号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 886 | タックス・リース・アレンジメント事業(注4) | SOCIETE AIR FRANCE S.A. | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)ALIP第2号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 921 | タックス・リース・アレンジメント事業(注4) | SOCIETE AIR FRANCE S.A. | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)ALIP第3号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 927 | タックス・リース・アレンジメント事業(注4) | SOCIETE AIR FRANCE S.A. | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)ALIP第4号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 891 | タックス・リース・アレンジメント事業(注4) | DEUTSCHE LUFTHANSA AG | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)ALIP第5号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 880 | タックス・リース・アレンジメント事業(注4) | DEUTSCHE LUFTHANSA AG | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)ALIP第6号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 898 | タックス・リース・アレンジメント事業(注4) | DEUTSCHE LUFTHANSA AG | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)ALIP第7号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 892 | タックス・リース・アレンジメント事業(注4) | DEUTSCHE LUFTHANSA AG | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)ALIP第8号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 880 | タックス・リース・アレンジメント事業(注4) | Air New Zealand Aircraft Holdings Limited | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)ALIP第9号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 880 | タックス・リース・アレンジメント事業(注4) | Air New Zealand Aircraft Holdings Limited | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)ALIP第10号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 932 | タックス・リース・アレンジメント事業(注4) | Air New Zealand Aircraft Holdings Limited | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)ALIP第11号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 886 | タックス・リース・アレンジメント事業(注4) | Air New Zealand Aircraft Holdings Limited | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)ALIP第12号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 994 | タックス・リース・アレンジメント事業(注4) | APTREE AVIATION TRADING 1 CO.LIMITED | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)ALIP第13号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 994 | タックス・リース・アレンジメント事業(注4) | APTREE AVIATION TRADING 1 CO.LIMITED | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1) |
| (株)ALIP第14号 | 東京都千代田区 | 1,000 | 965 | タックス・リース・アレンジメント事業(注4) | APTREE AVIATION TRADING 1 CO.LIMITED | (所有)直接100.0 | 役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1) |

(注)1. 当社と当社子会社(SPC)とが締結している業務委託契約の主な内容は、

当社子会社(SPC)がオペレーティング・リース事業を行うにあたって当社がその組成に関する助言を行うこと
と
当社がリース事業に関する匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱い及び売買を行うこと

当社子会社（S P C）が行う事業についての管理業務を当社が行うこと
等が定められております。

- 2．海上輸送用コンテナを対象としたオペレーティング・リース事業の営業を行っております。
- 3．船舶を対象としたオペレーティング・リース事業の営業を行っております。
- 4．航空機を対象としたオペレーティング・リース事業の営業を行っております。
- 5．子会社の決算期は、当社（9月30日）と異なる場合があるため、上記純資産の金額は、9月30日を基準とする直近の各子会社の決算数値に基づいております。
- 6．主要取引先(賃借人)は、直接の契約当事者を記載しております。

(2) 子会社の持株会社（1社）

| 名称 | 住所 | 資本金又は出資金 (千円) | 純資産 (千円) | 主要な事業 の内容 | 主要取引先 (賃借人) | 議決権等の 所有(被所有)割合 (%) | 関係内容 |
|------------------------|-----------|------------------|-------------|--------------|----------------|---------------------------|------|
| 一般社団法人 S P Cマネージメント | 東京都 港区 | 50,000 | 36,720 | 持株会社 | | (注) | (注) |

(注) 基金の拠出は100%株式会社F P G（当社）が行っております。理事及び監事は、当社の役員ではありません。平成20年4月1日以前に開始したリース事業は、倒産隔離を図るため、一般社団法人S P Cマネージメントを通じた間接出資の当社子会社（S P C）を営業者としておりましたが、平成20年4月1日以後は、当社が直接出資している当社子会社（S P C）を営業者としております。平成24年9月30日現在で、一般社団法人S P Cマネージメントが出資している子会社は11社であります。

(3) その他の子会社(56社)

タックス・リース・アレンジメント事業で利用する船舶の船籍管理会社が6社、平成24年9月30日現在では、オペレーティング・リース事業の営業は行っておりませんが、将来営業者として利用する予定の子会社等が50社であります。__

(4) 関連会社（1社）

| 名称 | 住所 | 資本金又は出資金 (ユーロ) | 主要な事業 の内容 | 議決権等の所 有(被所有) 割合(%) | 関係内容 |
|-------------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------------------|---------------------------|-----------------|
| FPG Asset & Investment Management B.V. | オランダ ロッテルダム | 24,000 | タックス・リース ・アレンジメント 事業(注) | (所有) 直接25.0 | 当社と業務委託 契約あり |

(注) オペレーティング・リース事業の組成サポートを行っております。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

| 平成24年9月30日現在 | | | |
|--------------|---------|-----------|-----------|
| 従業員数(人) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(円) |
| 55 | 38.4 | 1.7 | 7,239,444 |

- (注) 1．従業員数は就業人員です。
- 2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3．従業員数が前事業年度末に比べ22名増加したのは、主として業容拡大による期中採用によるものであります。
- 4．当社の事業セグメントは、単一セグメントとしておりますので、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における世界経済は、米国経済に回復の兆しがみられるものの、欧州債務問題等により、金融資本市場の不安定な状況が継続しており、また日本経済も、東日本大震災の影響、世界経済の不安定化、円高の長期化等により、厳しい状況が継続しております。

このように厳しさのある経営環境ではありましたが、当社は、より一層の信用力の向上を図るため、平成23年10月3日に東京証券取引所市場第二部に上場を果たし、また平成24年9月28日には、東京証券取引所から東証一部指定の承認を頂き、10月22日に上場しました。

当社の取引先には、オペレーティング・リース事業の賃借人となる世界的にも大手の海運会社・航空会社、投資家となる業績好調の国内中小法人、投資家紹介者となる会計事務所及び金融機関等、資金調達先となる金融機関等が含まれます。上場による信用力向上効果は、各分野における新規取引先との取引開始や取引先との取引金額の拡大を図るうえで、大いに貢献しております。

売上高

(タックス・リース・アレンジメント事業)

オペレーティング・リース事業の組成面につきましては、組成能力の強化を図るため、組成部門の人員強化を行った他、欧州にオペレーティング・リース事業の組成をサポートする合弁会社を設立し、第4四半期以降、本格稼働させました。また資金調達力を向上させることで、オペレーティング・リース事業組成時の出資金（匿名組合契約に基づく権利）の立替能力を拡大し、組成金額の拡大に備えました。具体的には、信用力向上を背景に、取引金融機関数を増加させた他、前事業年度末時点で30億円であったコミットメントライン契約に係る資金調達枠を、当事業年度末時点で、当座貸越極度額も含めると、98.5億円まで拡大させました。

これらの結果、欧州の一流航空会社を含めた海外賃借人を新規開拓するなど、オペレーティング・リース事業の組成金額は、47,289百万円（前期比20.8%増）となり、経済環境に厳しさがある中、過去最高の組成金額を達成しました。

出資金（匿名組合契約に基づく権利）の販売面につきましては、日本経済を取り巻く環境は依然と厳しいものの、業績好調で、課税の繰り延べニーズがある中小企業は数多く存在しており、法人税率の引き下げを背景に、オペレーティング・リース事業への投資家の需要は強く推移しております。

当社は、課税の繰り延べニーズがある中小企業へのアクセスを強化するため、営業部門の人員増強、大宮支店の新設、投資家紹介者との提携強化等による販売ネットワークの強化を行いました。投資家紹介者との提携強化につきましては、信用力向上を背景に、従来からの会計事務所に加えて、地方銀行、証券会社からの紹介実績が拡大しております。

これらの結果、出資金販売額は、19,785百万円（前期比47.6%増）と、過去最高の販売額となりました。

上記の結果、タックス・リース・アレンジメント事業の売上高は、2,665百万円（前期比38.4%増）となりました。

(その他事業)

タックス・リース・アレンジメント事業以外のその他事業の売上高は、人員増強・提携推進等の各種施策の効果により、137百万円（前期比107.2%増）となりました。このうち保険仲立人業の売上高は、106百万円（前期比67.3%増）、M&Aアドバイザー業の売上高は、23百万円（前期は2百万円）となりました。

(注) その他事業には、保険仲立人業、M&Aアドバイザー業、金融商品仲業、銀行代理業等が含まれます。当事業年度より、M&A仲業は、M&Aアドバイザー業に名称変更いたしました。

上記の結果、当事業年度における売上高は、2,802百万円（前期比40.7%増）となりました。

売上原価

売上原価につきましては、売上高の増加に伴い、組成コストが76百万円（前期比52.9%増）、顧客紹介者への支払手数料が328百万円（前期比57.5%増）となったことから、405百万円（前期比56.6%増）となりました。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費につきましては、将来の業績拡大のための人員増強に伴う人件費の増加、東京証券取引所への新規上場関連費用の負担等、先行投資的な費用負担があったこと、また、業容拡大に伴う費用増加があったこと等から、959百万円（前期比37.4%増）と大幅に増加しました。

特に人件費(注)は、454百万円（前期比58.4%増）と前期に比べ大幅に増加しました。これは、将来の業績拡大を図るため、営業部門を中心に人材採用を積極的に進めたことから、従業員数(就業人員)が、当事業年度末時点で55名（前事業年度末33名）と、大幅に増加したためであります。

(注) 人件費には、給料手当、賞与（引当金繰入額含む）、法定福利費、福利厚生費の他、人材採用費を含めております。

営業利益

上記のとおり、先行投資的な費用を含む販売費及び一般管理費の増加があったものの、売上高の増加により吸収したことから、営業利益は1,438百万円（前期比38.9%増）となりました。

営業外収益／営業外費用

営業外収益は、主に投資家から収受している商品出資金の立替利息である受取利息が93百万円（前期比423.1%増）となった他、為替差益12百万円（前期0百万円）の計上等により、109百万円（前期比406.4%増）となりました。

営業外費用は、商品出資金の取得資金としての、資金調達額が増加したことにより、支払利息が81百万円（前期比146.7%増）となった他、コミットメントライン契約手数料を含む支払手数料70百万円（前期比30.5%増）の計上等により、154百万円（前期比73.4%増）となりました。

経常利益／当期純利益

上記の結果、経常利益は1,392百万円（前期比43.9%増）、法人税等を控除した当期純利益は793百万円（前期比42.3%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べて239百万円減少し、1,987百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税引前当期純利益が増加したこと、商品出資金の販売による回収が進んだこと等から、営業活動から得られた資金は1,842百万円(前期は、主に商品出資金の取得により、1,679百万円の資金支出)となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

オペレーティング・リース事業を行うSPCとして利用するため等の子会社株式の取得があったこと、大宮支店新設や人員増加に伴う設備拡充があったこと等から、投資活動において使用した資金は71百万円(前期は、71百万円の資金支出)となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

借入金の返済を進めたこと等から、財務活動において使用した資金は2,010百万円となりました(前期は、商品出資金の取得のための資金調達の増加などにより、3,493百万円の資金収入)。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社の事業セグメントは、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおり、単一セグメントとしており、生産、受注及び販売の状況については、事業セグメント別ではなく、提供するサービスで区別した事業別に記載しております。

(1) 生産実績

当社では生産活動は行っておりませんが、収益の大半を占めるタックス・リース（当社の場合、主に投資家が、税の繰り延べ効果を享受できるオペレーティング・リース事業のことを指します。）に係るアレンジメント事業について、代替的な指標としての、オペレーティング・リース事業の組成実績を記載しております。

当事業年度の組成実績を示すと、以下のとおりであります。

| | 当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日) | 前年同期比(%) |
|----------------------|-----------------------------------------|----------|
| オペレーティング・リース組成金額(千円) | 47,289,537 | 120.8 |
| オペレーティング・リース組成案件数(件) | 21 | 100.0 |

- (注) 1. 「オペレーティング・リース組成金額」とは、対象リース資産全体の取得価額を合計したものです。
2. 当社では、オペレーティング・リース事業の組成にあたり、投資家の需要に見合った金額を1つの案件として組成し、その案件単位で投資家を募集しております。「オペレーティング・リース組成案件数」とは、その募集した案件を合計したものであります。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4. リースの組成は主に外貨建てで行われており、本邦通貨への換算レートは組成時の電信為替相場仲値(TTM)を採用しております。

(2) 受注状況

当社は受注生産形態をとっていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を事業及び売上形態別に示すと、以下のとおりであります。

| 事業及び売上形態別 | 当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日) | 前年同期比(%) |
|------------------------|-----------------------------------------|----------|
| タックス・リース・アレンジメント事業(千円) | 2,665,003 | 138.4 |
| アレンジメント・フィー(千円) | 1,062,779 | 126.5 |
| 販売手数料(千円) | 1,550,526 | 147.0 |
| 管理料(千円) | 51,696 | 164.9 |
| その他事業(千円) | 137,692 | 207.2 |
| 保険手数料等(千円) | 137,692 | 207.2 |
| 合計(千円) | 2,802,696 | 140.7 |

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、以下のとおりであります。

| 相手先(注1) | 前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日) | | 当事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日) | |
|-------------|---------------------------------------|-------|---------------------------------------|-------|
| | 金額(千円) | 割合(%) | 金額(千円) | 割合(%) |
| (株)CLIP第47号 | - | - | 423,152 | 15.1 |
| (株)CLIP第51号 | 495,301 | 24.9 | - | - |

(注) 1. 前事業年度及び当事業年度について、当該割合が100分の10未満の相手先は、記載を省略しております。

2. 当社は、タックス・リースに係るアレンジメント事業を行っており、当社子会社(SPC)が行う、オペレーティング・リース事業の組成・販売・管理に関して、当該当社子会社(SPC)から業務受託手数料を得るため、当該期に組成されたオペレーティング・リース事業を行う当社子会社(SPC)が販売金額上位を占めます。

なお、当社が販売した商品出資金(匿名組合契約に基づく権利)の最近2事業年度の販売額、期末残高、累積残高については以下のとおりです。

| | 前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日) | | 当事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日) | |
|-----------|---------------------------------------|-----|---------------------------------------|-------|
| | 金額(千円) | 社数 | 金額(千円) | 社数 |
| 商品出資金販売額 | 13,407,091 | 268 | 19,785,190 | 414 |
| 商品出資金期末残高 | 3,749,247 | - | 3,152,459 | - |
| 商品出資金累積残高 | 31,920,250 | 663 | 51,705,441 | 1,077 |

上記の用語の意味は以下のとおりです。

・商品出資金販売額

当社が販売する当社子会社(SPC)に係る匿名組合契約に基づく権利の最近2事業年度における販売額であります。

・商品出資金期末残高

当社が投資家に地位譲渡するために、一時的に当社子会社(SPC)から取得した商品出資金の最近2事業年度末の帳簿価額であります。

・商品出資金累積残高

最近2事業年度末時点でリース事業が継続している案件について、当社が過去に販売した商品出資金を合計した金額であります。

3. 出資は外貨建てで受け入れることもありますが、その場合の換算レートは組成時の為替レートを使用して円貨に換算しています。
4. 社数は延べベースでの社数になります。

3【対処すべき課題】

当社が取り扱う日本型オペレーティング・リース事業のマーケットは、長年、大手金融機関系の事業者が中心となっているマーケットであり、当社は数少ない独立系事業者の一つであります。このようなマーケットにおいて、当社が成長するために、差別化した商品の提供とともに、当社への信用力を向上させることを主な課題としてまいりました。

平成22年9月の大阪証券取引所 J A S D A Q 市場への上場、平成23年10月の東京証券取引所市場第二部への上場は、当社の信用力を向上させることに大いに貢献しました。さらに、平成24年10月22日に、東京証券取引所市場第一部へ指定されたことにより、今後さらに、新規先も含めた取引先との取引拡大を期待しております。当社は、これに甘んじることなく、上場企業としての社会的責任も果たしつつ、信用力向上効果を、着実に業績拡大につなげてまいります。

また、平成24年9月28日開催の取締役会決議に従い、10月19日を払込期日とする公募による1,000,000株の新株式発行（一般募集）を実施し、また、11月14日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連した、大和証券株式会社を割当先とする26,600株の新株式発行（第三者割当増資）を実施いたしました。これらの新株式発行により、あわせて1,011百万円の払込を頂きました。新株式発行の主な目的は、財務基盤をさらに強固とすることで、借入による資金調達能力の拡大を加速し、オペレーティング・リース事業の組成金額の拡大を通じて、当社の業績拡大を図ることにあります。当社は、本資金調達により得られた資金を、着実に業績拡大につなげてまいります。

今後、当社が業績拡大を実現していくためには、タックス・リース・アレンジメント事業及びその他事業において、さらなる収益拡大策を講ずる必要がある他、営業支援体制の拡充、内部管理体制の強化等を図る必要があります。また、株主等のステークホルダーについても良好な関係を維持していく必要があります。当社はこれらの課題への対応を図るため、平成25年9月期から平成27年9月期にわたる3カ年の「中期経営計画」を策定し、各々の行動計画を策定しております。

成長戦略の推進

タックス・リース・アレンジメント事業の強化

（組成能力の強化）

リース事業の組成能力の強化につきましては、組成担当部署の人材を強化するとともに、安定的な組成案件の供給を図るために、オペレーティング・リース事業の組成をサポートする合併会社であるFPG Asset & Investment Management B.V.の機能拡大を目指してまいります。

（出資金販売力の強化）

投資家を募集する場合、主に会計事務所、税理士法人、金融機関等から投資家を紹介して頂き、その投資家に対して出資金（匿名組合契約に基づく権利）等を販売していくこととなります。顧客基盤を拡充するため、会計事務所等との関係強化、金融機関との提携推進、販売拠点の拡充を図ることで、販売力を強化してまいります。また、出資金販売額250億円の早期達成を目指してまいります。

収益構造の多角化（その他事業の強化）

現在のところ、タックス・リース・アレンジメント事業が収益の大半を占めておりますが、同事業以外で、当社の販売力を活用できるような商品を提供することができれば、新規顧客の獲得機会の拡大、既存顧客に対する新たな商品の提供が可能となり、収益の安定化・拡大を図ることが可能となります。

当社は、タックス・リース・アレンジメント事業以外に、保険仲立人業、M & A アドバイザリー業、銀行代理業、金融商品仲介業を行っておりますが、今後、その他事業の拡大を検討し、多様な金融商品を提供するワンストップ型ファイナンシャルサービス業を実現してまいります。

保険仲立人業においては、取扱保険会社の拡大、顧客紹介者となる会計事務所との提携を推進するとともに、引き続き、人員の増強に努めます。

M & A アドバイザリー業においては、タックス・リース・アレンジメント事業の販売ネットワークを活用した M & A ネットワークの構築に努め、成約数の拡大を図ります。

その他事業についても、提携先の拡充を図り、収益拡大につなげてまいります。

また新規事業として、不動産に関連した新規事業の進出を検討する他、その他の新規事業についても、検討してまいります。

経営基盤の強化

（安定かつ機動的な資金の確保）

当社子会社（SPC）において、オペレーティング・リース事業を開始する時点で、当該事業に係る出資金（匿名組合契約に基づく権利）の未販売分がある場合、当社は、投資家に地位譲渡することを前提に、一時的に当該出資金（匿名組合契約に基づく権利）を立替取得します。

当社は、その立替取得した出資金を、「商品出資金」として貸借対照表に計上し、投資家の需要を勘案しながら、販売（地位譲渡）してまいります。

当該出資金（匿名組合契約に基づく権利）を立替取得するための資金は、自己資金による他、資金調達によっております。資金調達額が拡大すれば、複数の案件を同時に組成しやすくなる他、物件金額の大きい案件を組成しやすくなる等、結果として、当社の業績拡大に寄与します。

当社は、金融機関との個別の借入を拡大させる他、当座貸越契約及びコミットメントライン契約の締結を進めております。今後も引き続き、取引金融機関の拡大、資金調達枠の拡大を図ってまいります。

（営業支援体制の拡充、内部管理体制の強化等）

ITの積極的な活用を進めることで、営業支援、事務作業の効率化を図ってまいります。また、役職員に対する教育研修の強化を図ることで、法令遵守のさらなる浸透の他、より顧客サイドに立った提案を行い、顧客満足度の向上を通じて販売強化を図ってまいります。

ステークホルダーとの良好な関係維持

当社は配当性向を概ね30%以上とすることを目標とし、また株主優待制度を導入しております。今後、さらに積極的な株主還元策を検討してまいります。さらに優秀な人材を確保するために従業員の福利厚生の実施を図ってまいります。

前事業年度の有価証券報告書において、掲げておりました対処すべき課題の主な成果は以下のとおりであります。

成長戦略の推進

組成能力の強化につきましては、新規賃借人の開拓を実現したほか、欧州において、オペレーティング・リース事業の組成をサポートする合弁会社を設立し、第4四半期以降、同社のサポートによる案件が成立するなど、本格稼働しております。

販売基盤の拡充につきましては、投資家紹介者となる会計事務所等との関係強化に努めた他、地方銀行・証券会社との提携も増加し、紹介案件数も増加しました。また新たな販売拠点として、平成24年8月に、埼玉県さいたま市に大宮支店を開設いたしました。

収益構造の多角化につきましては、積極的な人材採用を進めた結果、タックス・リース・アレンジメント事業以外のその他事業（保険仲立人業、M & A アドバイザリー業等）の売上が拡大しました。また、新規事業への進出を図るために、不動産関連ビジネスへの進出を視野に、宅地建物取引業者の免許を取得しました。

経営基盤の強化

前事業年度末において、コミットメントライン契約の資金調達枠は30億円でしたが、当事業年度末現在では、当座貸越契約も含め、資金調達枠98.5億円にまで拡大させました。

また営業事務担当者、法務・総務担当者の採用を進めることで、内部統制・コンプライアンス体制の強化、業務支援体制・管理体制の強化を行いました。

ステークホルダーとの良好な関係維持

東京証券取引所市場第二部への上場及び当社設立10周年を記念し、株主の皆様へ感謝の意を表するため、第2四半期末配当（中間配当）として、1株当たり5円00銭の記念配当を実施させて頂きました。また、期末配当につきましては、32円00銭とさせて頂きました。これにより、平成24年9月期の1株当たり年間配当金は、37円00銭（配当性向34.6%）となり、目標である配当性向概ね30%以上を達成しました。また、配当とは別に、当事業年度より、株主優待制度を導入いたしました。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) オペレーティング・リース事業固有のリスクについて

当社は、収益の大半をタックス・リース・アレンジメント事業に依存していることから、以下のリスクが顕在化した場合には、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

なお、当社のタックス・リース・アレンジメント事業は、当社子会社（SPC）を用いたオペレーティング・リース事業により行っており、当該オペレーティング・リース事業に係るリスクには以下のものがあります。

賃借人の倒産等の影響を受けるリスク

賃借人についての破産手続、民事再生手続又は会社更生手続等の法的倒産手続の開始など、何らかの理由で賃借人から当社子会社（SPC）に対してリース料が支払われない事態が生じた場合には、オペレーティング・リース事業の収支が悪化して、当該事業に投資している投資家が損失を被る可能性があります。

この場合、当社が組成するオペレーティング・リース事業に対する投資家の投資意欲が減退するなどして当社が組成する新規のオペレーティング・リース事業への投資を募ることが困難となるなどの可能性があり、その結果、匿名組合契約に基づく権利の販売が減少する等して、当社が受け取る業務受託手数料が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

当社は、賃借人の倒産等のリスクを減少させるため、世界的にも大手の海運会社及び航空会社を中心にオペレーティング・リース事業の組成を行っております。また、万が一、賃借人について法的倒産手続が開始された場合にも、リース物件の売却や新たな賃借人を見つけることなどにより、リース料が支払われないことによって、オペレーティング・リース事業の収支が悪化することを回避する方針であります。もっとも、かかる対処にもかかわらず、不測の事態が生じた場合には、当該事業の収支が悪化する可能性は否定できず、この場合、投資家の投資意欲が減退し、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料等が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

将来のリース物件売却価額の変動リスク（残存価格リスク）

リース期間終了後、賃借人がリース物件を購入しない場合には、当社子会社（SPC）は市場を通じて第三者に売却することになりますが、当初想定したリース物件の売却価額より低い価額でしか売却できない事態が生じた場合には、オペレーティング・リース事業の収支が悪化して、当該事業に投資している投資家が損失を被る可能性があります。

この場合、当社が組成するオペレーティング・リース事業に対する投資家の投資意欲が減退するなどして当社が組成する新規のオペレーティング・リース事業への投資を募ることが困難となるなどの可能性があり、その結果、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

当社は、リース物件の売却価額について、事案によっては残価保証会社による残価保証を利用することにより一定額以上でのリース物件の換価を確保するなどして価格変動のリスクに対処しております。もっともかかる対処にもかかわらず、不測の事態が発生した場合における当該事業の収支が悪化する可能性は否定できず、この場合、投資家の投資意欲が減退し、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料等が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

商品出資金に計上している匿名組合契約に基づく権利について

当社は、当社子会社（SPC）に係る匿名組合契約に基づく権利について投資家にこれを譲渡することを前提に一時的に取得する場合があります。当該匿名組合契約に基づく権利を貸借対照表の「流動資産の部」に通常の「出資金」とは区別して「商品出資金」として取得価額で計上しております。

従って、当社が当該商品出資金を保有している間に、リース物件の価値の下落、賃借人の信用の悪化、為替相場が円高になるなどの事由により当該商品出資金の価値が取得価額を下回った場合には、当社は当該商品出資金について評価損または譲渡損を計上することになり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、当社が保有する商品出資金を譲渡する投資家を最終的に見つけることができなかった場合には、当社が当該商品出資金の譲渡に伴い受け取ることを見込んでいた業務受託手数料を受け取ることができず、また、かかる場合には、当該商品出資金に係る持分について、当社が投資家として、オペレーティング・リース事業に関与することになるため、リース物件の価値の下落等の事情が生じることにより、当該持分への出資金の全部または一部を回収できなくなる可能性があり、これらの場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

為替リスク

() 当社の業務受託料の換算額に対する影響

当社が、当社子会社（SPC）から受け取る業務受託手数料は、主に外貨建てとなっております。このため、為替相場が円高になった場合には、当該業務受託手数料を円に換算した時に為替相場の変動の影響を受ける結果、当該業務受託手数料が当初の想定額よりも少なくなることにより、当社の業績に影響を与える可能性があります。

() 新規オペレーティング・リース事業に対する影響

当社が組成するオペレーティング・リース事業では、リース物件の売却が外貨で行われる場合で、当該オペレーティング・リース事業の組成時点の為替レートよりも円高となった場合には、投資家にとって、オペレーティング・リース事業の円換算後の損益が悪化し、当該事業に投資している投資家が損失を被る可能性があります。

また、リース期間満了時に、投資家が受け取る出資金は外貨建てが多く、出資時よりも円高となった場合、受取額が当初出資額よりも減少し、投資家にとって、オペレーティング・リース事業の円換算後の収支が悪化し、当該事業に投資している投資家が損失を被る可能性があります。

このように、投資家が、将来、円高となってオペレーティング・リース事業の損益または収支が悪化し、損失を被ると予測する場合には、投資家の投資意欲が減退するなどして、当社が組成する新規のオペレーティング・リース事業への投資を募ることが困難となるなどの可能性があり、その結果、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

() 商品出資金の譲渡に対する影響

当社が、外貨建てで取得した商品出資金を投資家に円建てで譲渡するにあたり、当該商品出資金の地位譲渡価格をオペレーティング・リース事業組成時点の為替レートの水準に基づいて決定しております。

このため、当該商品出資金の取得後に急激に為替相場が円高傾向になった場合には、当該オペレーティング・リース事業の組成時点の為替レート水準に基づいて決定された円建ての地位譲渡価格が、地位譲渡時点における円建てでの為替レート水準で算定される商品出資金の価格に比して割高になり、投資家の投資意欲が減退し、当該商品出資金を購入する投資家が減少するなどの事由により、当初の販売計画に遅れが生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 法的規制について

金融商品取引法

オペレーティング・リース事業において締結される匿名組合契約、または任意組合契約に基づく投資家の権利は、金融商品取引法第2条第2項第5号の有価証券に該当するため、当社は金融商品取引法及び金融商品販売法をそれぞれ遵守する必要があります。

この点、当社はオペレーティング・リース事業において、匿名組合契約等に基づく権利を含む匿名組合出資持分等の私募の取扱い等の業務を行っているため、金融商品取引法第29条に基づく第二種金融商品取引業の登録を受けております。金融商品取引法では、第52条にて、登録の取消、業務の停止等となる要件を定めており、これに該当した場合、当社に対して登録の取消、業務の停止が命じられることがあります。

当社は、かかる業務を行うにあたり法令規則等の遵守を徹底しており、本書提出日現在において、かかる登録の取消事由に該当する事実はないと認識しておりますが、今後、何らかの事由により当社が登録の取消や業務の停止命令の行政処分等を受けた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

税務その他関連する法制

当社子会社（SPC）を用いたオペレーティング・リース事業は、現行の税務、会計その他当該事業に関連する法令等に基づきその組成を行っております。

当社は、オペレーティング・リース事業を組成する際に、個別に税理士、弁護士等から意見書を取得することなどにより、関連する法令等の内容及びその法解釈について必要な検証を行っております。しかしながら、将来、当該法令等が改正され若しくは新たに制定されることにより課税の取扱いに変更が生じた場合には、当社が組成するオペレーティング・リース事業に対する投資家の投資意欲が減退して当社の組成する新規のオペレーティング・リース事業への投資を募ることが困難となるなどの可能性があり、その結果、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

過去においては、平成17年度税制改正における「租税特別措置法第67条の12（組合事業に係わる損失がある場合の課税の特例）」により、営業者が投資家へ分配される損失及び利益のうち、投資家が損金として計上できる額は出資額を上限とするなど、税当局による規制強化が図られております。

また、将来、会計基準が改正され、オペレーティング・リース取引における賃借人にとってのオフバランス効

果が減少した場合には、オペレーティング・リース事業の組成案件数が減少するなどして、当社の業績に影響を与える可能性があります。

銀行法、保険業法、その他関連する法令等

当社は、タックス・リース・アレンジメント事業以外に、保険仲立人業、銀行代理業、金融商品仲介業等のその他事業を展開しており、銀行法、保険業法、金融商品取引法に基づき、銀行代理業の許可の取得、保険仲立人の登録、金融商品仲介業の登録を行っております。これらの業務を行うためには、保険業法、銀行法、金融商品取引法、個人情報保護法、その他関連する法令等を遵守する必要があります。

当社は、かかる業務を行うにあたり法令規則等の遵守を徹底しており、本書提出日現在において、かかる登録・許可の取消事由に該当する事実はないと認識しておりますが、今後、何らかの事由により当社が業務停止命令や登録の取消等の行政処分等を受けた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 特定業種への依存について

オペレーティング・リース事業の対象物件は、海上輸送用コンテナ、船舶及び航空機が中心のため、海運業界や航空業界の設備投資動向にオペレーティング・リースの組成動向が影響を受ける可能性があり、結果として当社の業績に影響を与える可能性があります。

また海運業界や航空業界の業績次第では、投資家の借借人への信頼度が低下したり、リース期間終了時の物件売却価額が低下する可能性があるため、投資家の投資意欲が減退し、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料等が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 第2四半期または第4四半期の業績偏重について

当社の販売する匿名組合事業契約に基づく権利につきましては、その初回損益分配時期までに出資することにより投資効果が得られませんが、国内法人の傾向として、3月決算もしくは9月決算が多いため、投資額も3月もしくは9月に集中する傾向があります。これにより、当社の業績は第2四半期または第4四半期に偏重する傾向があり、今後も同様の傾向が続く可能性があります。なお、初回損益分配時期が到来する案件の多寡、販売状況等、様々な要因で上記の通りにならない可能性もあります。

第9期、第10期及び第11期における当社の四半期売上高及び通期売上高に対する比率は以下のとおりであります。

第9期（平成21年10月1日～平成22年9月30日）

| | 第1四半期 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日) | 第2四半期 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日) | 第3四半期 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | 第4四半期 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日) |
|----------------|----------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 売上高(千円) | 293,834 | 591,404 | 241,059 | 495,639 |
| 通期売上高に占める比率(%) | 18.1 | 36.4 | 14.9 | 30.6 |

第10期（平成22年10月1日～平成23年9月30日）

| | 第1四半期 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日) | 第2四半期 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日) | 第3四半期 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) | 第4四半期 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日) |
|----------------|----------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 売上高(千円) | 712,148 | 553,306 | 207,060 | 519,954 |
| 通期売上高に占める比率(%) | 35.7 | 27.8 | 10.4 | 26.1 |

第11期（平成23年10月1日～平成24年9月30日）

| | 第1四半期 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日) | 第2四半期 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日) | 第3四半期 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日) | 第4四半期 (自平成24年7月1日 至平成24年9月30日) |
|----------------|----------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 売上高(千円) | 343,181 | 999,252 | 445,469 | 1,014,792 |
| 通期売上高に占める比率(%) | 12.2 | 35.7 | 15.9 | 36.2 |

(5) 個人情報・機密情報の取扱いについて

当社は、タックス・リース・アレンジメント事業及びその他事業において、顧客・紹介者の個人情報・機密情報を取得・保有しております。

当社は、外部からの不正アクセスおよびウイルス感染の防御、内部管理体制の強化等の対策を行っておりますが、万一、当社が扱う個人情報・機密情報が外部に漏洩した場合は、行政処分、損害賠償、当社の信用力の低下等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 金融資本市場及び経済状況の混乱による影響について

過去、リーマンショックが発生した際には、世界的な金融システムの混乱が生じ、金融業界の事業環境に、深刻な信用収縮、金融システムへの信頼性の低下、またそれを原因とした世界経済の悪化等、様々な影響が生じました。現在では、欧州債務危機等が、世界経済に与える影響が懸念されております。今後、世界経済の悪化や金融システムの不安定な状況が発生した場合、リース事業の組成・販売が困難になる可能性があります。そのような状

況に陥った場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 資金調達に関するリスク

当社は、当社子会社（SPC）に係る匿名組合契約に基づく権利を、投資家にこれを譲渡することを前提に一時的に取得する場合があります。その取得資金は、自己資金による他、金融機関からの個別の借入金、コミットメントライン契約及び当座貸越契約に基づく借入金によっております。本書提出日現在、コミットメントライン契約及び当座貸越極度額の総額は135.5億円で設定しており、これらの契約の大部分は、その契約期間が概ね1年です。

世界経済の悪化等何らかの理由により、金融機関からの個別の借入れが実行できなくなる場合、また、コミットメントライン契約及び当座貸越契約を更新できない場合には、当社にとって必要となる資金を、適時に調達できなくなる可能性があることから、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 連結の範囲決定に関する事項

特別目的会社（SPC）の連結会計上の取扱いについて

平成20年5月13日に「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号）が公表されたことに伴い、当社は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第1項第2号に基づき、当社の子会社を連結の範囲に含めることで利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがある子会社と判断し、連結の範囲から除いております。

今後、新たな基準の設定や、実務指針等の公表により、特別目的会社（SPC）に関する連結範囲の決定について、当社が採用している方針と大きく異なる会計方針が確立された場合には当社の連結範囲決定方針においても大きな変更が生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 財務制限条項について

当社のコミットメントライン契約及び借入契約には、財務制限条項が付されているものがあり、当社の業績が悪化した場合には、財務制限条項に抵触し、借入について期限の利益を喪失する可能性があります。期限の利益を喪失し、一括返済が求められた場合、当社の事業運営に重大な影響を生じる可能性があります。

本書提出日現在、財務制限条項が付されている借入は以下のとおりであります。

コミットメントライン契約（借入極度額53.5億円）に付されている財務制限条項（平成24年10月契約）

- () 平成24年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成23年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- () 平成24年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

コミットメントライン契約（借入極度額29.0億円）に付されている財務制限条項（平成24年10月及び11月契約）

- () 平成24年9月期決算以降、各年度の決算期の末日および第2四半期会計期間の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を平成23年9月期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%および直前の各年度の決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

- () 平成24年9月期決算以降、各年度の決算期および第2四半期会計期間の末日における単体の損益計算書に示される経常損益が、損失とならないようにすること。

コミットメントライン契約（借入極度額9億円）に付されている財務制限条項（平成24年11月契約）

- () 平成24年9月決算期以降、各年度の決算期の末日及び各第2四半期会計期間の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額を、平成23年9月期末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- () 平成24年9月決算期以降、各年度の決算期及び第2四半期における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

コミットメントライン契約（借入極度額8億円）に付されている財務制限条項（平成24年9月契約）

- () 本契約締結日以降の各事業年度における単体決算において、純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。
- () 本契約締結日以降の各事業年度における単体決算（第2四半期決算を含む）において、経常損益を損失としないこと。

当座貸越契約（貸越極度額5億円）に付されている財務制限条項（平成23年11月契約）

- () 単体の各年度の第1四半期、第2四半期、第3四半期及び本決算期の各末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額を、平成23年9月の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- () 単体の各年度の第2四半期及び本決算期の損益計算書における経常損益について損失を計上しないこと。

コミットメントライン契約（借入極度額5億円）に付されている財務制限条項（平成24年4月契約）

- () 各年度の決算期及び第2四半期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額が、平成23年9月の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上であること。
- () 各年度の決算期及び第2四半期に係る単体の損益計算書上の経常損益に関して、経常損失を計上していないこと。

コミットメントライン契約（借入極度額5億円）に付されている財務制限条項（平成24年5月契約）

- () 各事業年度末日又は各第2四半期末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額が、平成23年9月の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上であること。
- () 各事業年度又は各第2四半期における単体の損益計算書の経常損益を損失としないこと。

(10) 重要な訴訟事件等に関わるリスク

当社及び子会社は、オペレーティング・リースを利用したタックス・リース・アレンジメント事業及びその他事業を展開していますが、これらに関連して、投資家・紹介先等より法的手続き等を受ける可能性があります。当社及び子会社が今後当事者となる可能性のある訴訟、および法的手続きの発生や結果を予測することは困難ではありますが、当社及び子会社に不利な結果が生じた場合は、当社及び子会社の業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 代表取締役社長への依存及び当社の事業推進体制について

当社の代表取締役社長である谷村尚永は、当社の創業者であるとともに、設立時より最高経営責任者であり、また、本書提出日現在、当社の発行済株式総数の2.87%（HTホールディングス株式会社（同氏が代表取締役を務める資産管理会社）の保有割合43.38%と合計した保有割合は46.25%）を保有する大株主であります。同氏は、オペレーティング・リース事業の組成・販売に関する豊富な経験と知識や、取引先、投資家等各分野にわたる人脈を有しており、また、経営方針や事業戦略等の立案及び決定を始め、当社の事業推進の中心的役割を担っていることから、当社における同氏への依存度は高いものとなっております。

このため当社では、取締役会や社内会議において、役職員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかし、現時点においては、何らかの理由により同氏が当社の経営者として業務執行が困難となった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成しております。重要な会計方針につきましては、「第一部 企業情報 第5 経理の状況」に記載しております。

財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択及び適用に加え、会計上の見積りが必要となります。会計上の見積りは、固定資産の減損に係る会計基準における回収可能額の算定、繰延税金資産の回収可能性の判断、貸倒引当金の計上等が該当しますが、過去の実績や合理的な方法により見積もりを行っております。ただし、見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当事業年度末の総資産は、前事業年度末に比べ、670百万円減少し、5,919百万円となりました。これは主に、資金調達力の拡大を背景に、将来の販売に備え、積極的に組成を行ったものの、商品出資金の販売が進んだことから、その残高が596百万円減少の3,152百万円となったこと、今後の組成資金を含む現金及び預金が239百万円減少し、1,987百万円となったことによるものであります。

負債合計は、前事業年度末に比べ、1,262百万円減少し、3,368百万円となりました。これは主に、未払法人税等が、227百万円増加した一方で、主に商品出資金の取得原資として調達している借入金・社債が1,740百万円減少し、1,998百万円となったことによるものであります。

純資産合計につきましては、前事業年度末に比べ、592百万円増加し、2,551百万円となりました。これは主に、当期純利益793百万円を計上した一方で、前事業年度末を基準日とする配当の実施により172百万円、第2四半期末配当（中間配当）の実施により37百万円減少したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

売上高の分析

当社の売上高はタックス・リース・アレンジメント事業における当社子会社（SPC）からの業務受託手数料がほとんどであり、当該業務受託手数料を売上高に計上するためには、オペレーティング・リース事業の投資家に対して、出資金（匿名組合契約に基づく権利）を販売することが必要となります。またその前提として、オペレーティング・リース事業を組成する必要があります。

当事業年度における売上高は、2,802百万円（前期比40.7%増）と増加いたしました。このうち、タックス・リース・アレンジメント事業の売上高は、2,665百万円（前期比38.4%増）となりました。これは主に、組成・販売体制の強化などの各種施策の結果、当事業年度のオペレーティング・リース事業の組成金額が47,289百万円（前期比20.8%増）となり、また日本経済を取り巻く環境は、依然として厳しいものの、業績好調で、課税の繰り延べニーズがある中小企業は数多く存在しており、オペレーティング・リース事業に対する需要は強く推移していることから、出資金販売額が19,785百万円（前期比47.6%増）となったことによるものです。タックス・リース・アレンジメント事業以外のその他事業の売上高は、人員増強・提携推進等の各種施策の効果により、137百万円（前期比107.2%増）となりました。

費用・利益の分析

当事業年度における売上原価につきましては、売上高の増加に伴い、組成コストが76百万円（前期比52.9%増）、顧客紹介者への支払手数料が328百万円（前期比57.5%増）となったことから、405百万円（前期比56.6%増）となりました。また販売費及び一般管理費については、将来の業績拡大のための人員増強に伴う人件費の増加、東京証券取引所への新規上場関連費用の負担等、先行投資的な費用負担があったこと、また、業容拡大に伴う費用増加があったこと等から、959百万円（前期比37.4%増）と大幅に増加しました。

営業利益については、売上高増加によりコスト増加を吸収した結果、1,438百万円（前期比38.9%増）となりました。

営業外収益は、主に投資家から収受している商品出資金の立替利息である受取利息が93百万円（前期比423.1%増）となった他、為替差益12百万円（前期0百万円）の計上等により、109百万円（前期比406.4%

増)となりました。

営業外費用は、商品出資金の取得資金としての、資金調達額が増加したことにより、支払利息が81百万円(前期比146.7%増)となった他、コミットメントライン契約手数料を含む支払手数料70百万円(前期比30.5%増)の計上等により、154百万円(前期比73.4%増)となりました。

その結果、経常利益は1,392百万円(前期比43.9%増)、法人税等を控除した当期純利益は793百万円(前期比42.3%増)となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度末の現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、前事業年度末に比べて239百万円減少し、1,987百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税引前当期純利益が増加したこと、商品出資金の販売による回収が進んだこと等から、営業活動から得られた資金は1,842百万円(前期は、主に商品出資金の取得により、1,679百万円の資金支出)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

オペレーティング・リース事業を行うSPCとして利用するため等の子会社株式の取得があったこと、大宮支店新設や人員増加に伴う設備拡充があったこと等から、投資活動において使用した資金は71百万円(前期は、71百万円の資金支出)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

借入金の返済を進めたこと等から、財務活動において使用した資金は2,010百万円となりました(前期は、商品出資金の取得のための資金調達の増加などにより、3,493百万円の資金収入)。

(5) 経営戦略の現状と今後の方針

成長戦略の推進、経営基盤の強化、ステークホルダーとの良好な関係維持という中長期的な経営戦略に磨きをかけてまいります。中長期的な経営戦略を含む今後の方針につきましては、「3 対処すべき課題」をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度においては、大宮支店の開設、人員増加に伴う本社の拡充等のため、内装工事等で36百万円の設備投資を実施しました。なお、当社の事業セグメントは、単一セグメントとしておりますので、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成24年9月30日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額 | | | | | 従業員数 (人) |
|--------------------|-------|--------------------|---------------|-----------------------|----------------------|------------|-------------|
| | | 建物附属 設備 (千円) | 車両運搬具 (千円) | 工具、器具 及び備品 (千円) | 土地 (千円) (面積㎡) | 合計 (千円) | |
| 東京本社他 (東京都千代田区) | 業務施設 | 13,646 | - | 24,414 | 35,927 (3,871.12) | 73,988 | 35 |
| 大宮支店 (埼玉県さいたま市) | 業務施設 | 8,489 | 1,318 | 5,111 | - | 14,919 | 4 |
| 大阪支店 (大阪市中央区) | 業務施設 | 2,289 | - | 1,501 | - | 3,790 | 5 |
| 名古屋支店 (名古屋市中区) | 業務施設 | 7,849 | 270 | 3,162 | - | 11,281 | 6 |
| 福岡支店 (福岡市中央区) | 業務施設 | 6,804 | 393 | 2,029 | - | 9,227 | 5 |

(注) 1. 上記の金額には消費税等を含めておりません。

2. 上記の各事業所の建物は賃借しており、駐車場等を含めた当事業年度の賃借料総額は、90,639千円であります。

3. 土地は遊休不動産であります。

4. 当社の事業セグメントは、単一セグメントとしておりますので、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、人員増に伴う本社・支店の拡充によるものが殆どであり、景気動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 24,000,000 |
| 計 | 24,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在 発行数(株) (平成24年9月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成24年12月25日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|-----------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 普通株式 | 7,501,800 | 8,528,400 | 東京証券取引所 (市場第一部) | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |
| 計 | 7,501,800 | 8,528,400 | - | - |

- (注) 1. 発行済株式は、平成24年10月19日を払込期日とする公募増資により、1,000,000株、平成24年11月14日を払込期日とする第三者割当増資により、26,600株、それぞれ増加し、提出日現在では、合計8,528,400株となっております。
2. 当社株式は、平成24年10月22日をもって、東京証券取引所市場第二部銘柄から同取引所市場第一部銘柄に指定されております。
3. 大阪証券取引所 J A S D A Q スタンダードについては、平成24年1月22日に上場廃止となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権

(平成20年9月19日臨時株主総会決議)

| 区分 | 事業年度末現在 (平成24年9月30日) | 提出日の前月末現在 (平成24年11月30日) |
|----------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 26(注)1、2 | 26(注)1、2 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 156,000(注)1、2 | 156,000(注)1、2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 100 | 100 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成22年11月1日 至平成30年8月31日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 100 資本組入額 50 | 発行価格 100 資本組入額 50 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)5 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡については取締役会の承認を要し、新株予約権に担保権を設定することはできない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

- (注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等により権利が喪失されたものを減じた数であります。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は6,000株であります。
3. 新株予約権の目的となる株式の数
当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、以下の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって以下の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、以下の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）において、これを行使することを要する。

新株予約権者の死亡、合併による消滅又は会社分割により本新株予約権が承継される場合には、相続人、存続会社又は承継会社による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権発行時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員のいずれかであることを要する。ただし、上場後に、任期満了による退任又は定年退職した場合及び特に取締役会の決議により承認された場合はこの限りではない。

新株予約権者は、以下の区分に従って、権利の一部又は全部を行使することができる。

() 権利行使時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員の地位にある者

(ア) 上場の日より1年を経過した日の翌日から1年以内の期間において当初の新株予約権の最大30%以内について権利を行使することができる。

(イ) 上場の日より2年を経過した日の翌日から1年以内の期間において既に行使済みの数を含めて当初の新株予約権の数の最大60%以内について権利を行使することができる。

(ウ) 上場の日より3年を経過した日の翌日以降は、未行使の新株予約権について権利を行使することができる。

() 上記()の区分にかかわらず上場後に任期満了退任した当社、当社子会社の取締役・監査役又は定年退職した従業員については、以下のとおりとする。

(ア) 任期満了退任日又は定年退職日までは上記()の区分に準ずる。

(イ) 任期満了退任日の翌日以降については、上場の日より1年を経過した日の翌日から、未行使の新株予約権を全て行使することができる。

() 上記()()以外の者は、上場の日より1年を経過した日の翌日から、全ての新株予約権を行使することができる。

新株予約権行使日の前日の証券取引所における当社普通株式の終値が1株当たり払込価額の1.5倍以上であることを要する。

6. その他取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書、その他重要な事項につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

新株予約権者が上記に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができる。

第2回新株予約権
(平成20年9月19日臨時株主総会決議)

| 区分 | 事業年度末現在 (平成24年9月30日) | 提出日の前月末現在 (平成24年11月30日) |
|----------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 10(注)1、2 | 10(注)1、2 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 60,000(注)1、2 | 60,000(注)1、2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 100 | 100 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成22年1月1日 至平成30年8月31日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 100 資本組入額 50 | 発行価格 100 資本組入額 50 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)5 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡については取締役会の承認を要し、新株予約権に担保権を設定することはできない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利放棄されたものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は6,000株であります。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、以下の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって以下の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、以下の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）において、これを行使することを要する。新株予約権者の死亡、合併による消滅又は会社分割により本新株予約権が承継される場合には、相続人、存続会社又は承継会社による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権発行時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員のいずれかであることを要する。ただし、上場後に、任期満了による退任又は定年退職した場合及び特に取締役会の決議により承認された場合はこの限りではない。

上場の日以前にこれを行使する場合は、取締役会の承認を要する。ただし、上場承認日の翌日までは本新株予約権は行使することはできない。

6. その他取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書、その他重要な事項につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

新株予約権者が上記に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができる。

第3回新株予約権

（平成21年9月14日臨時株主総会決議）

| 区分 | 事業年度末現在 （平成24年9月30日） | 提出日の前月末現在 （平成24年11月30日） |
|----------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 10（注）1、2 | 10（注）1、2 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 60,000（注）1、2 | 60,000（注）1、2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 100 | 100 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成23年11月1日 至平成31年8月31日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 100 資本組入額 50 | 発行価格 100 資本組入額 50 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）5 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡については取締役会の承認を要し、新株予約権に担保権を設定することはできない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

（注）1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等により権利が喪失されたものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は6,000株であります。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、以下の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって以下の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、以下の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）において、これを行使することを要する。

新株予約権者の死亡、合併による消滅又は会社分割により本新株予約権が承継される場合には、相続人、存続会社又は承継会社による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権発行時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員のいずれかであることを要する。ただし、上場後に、任期満了による退任又は定年退職した場合及び特に取締役会の決議により承認された場合はこの限りではない。

新株予約権者は、以下の区分に従って、権利の一部又は全部を行使することができる。

() 権利行使時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員の地位にある者

(ア) 上場の日より1年を経過した日の翌日から1年以内の期間において当初の新株予約権の最大30%以内について権利を行使することができる。

(イ) 上場の日より2年を経過した日の翌日から1年以内の期間において既に行使済みの数を含めて当初の新株予約権の数の最大60%以内について権利を行使することができる。

(ウ) 上場の日より3年を経過した日の翌日以降は、未行使の新株予約権について権利を行使することができる。

() 上記()の区分にかかわらず上場後に任期満了退任した当社、当社子会社の取締役・監査役又は定年退職した従業員については、次のとおりとする。

(ア) 任期満了退任日又は定年退職日までは上記()の区分に準ずる。

(イ) 任期満了退任日の翌日以降については、上場の日より1年を経過した日の翌日から、未行使の新株予約権を全て行使することができる。

新株予約権行使日の前日の証券取引所における当社普通株式の終値が1株当たり払込価額の1.5倍以上であることを要する。

6. その他取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書、その他重要な事項につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

新株予約権者が上記に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総 数増減数(株) | 発行済株式総 数残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額(千円) | 資本準備金残 高(千円) |
|---------------------|-------------------|------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 平成21年9月30日 (注)1 | 56 | 1,056 | 16,800 | 66,800 | 16,800 | 16,800 |
| 平成21年12月26日 (注)2 | 1,054,944 | 1,056,000 | - | 66,800 | - | 16,800 |
| 平成22年9月6日 (注)3 | 150,000 | 1,206,000 | 227,700 | 294,500 | 227,700 | 244,500 |
| 平成22年9月28日 (注)4 | 25,300 | 1,231,300 | 38,405 | 332,905 | 38,405 | 282,905 |
| 平成23年4月1日 (注)5 | 1,231,300 | 2,462,600 | - | 332,905 | - | 282,905 |
| 平成23年9月21日 (注)6 | 8,000 | 2,470,600 | 1,200 | 334,105 | 1,200 | 284,105 |
| 平成23年11月1日 (注)7 | 4,941,200 | 7,411,800 | - | 334,105 | - | 284,105 |
| 平成24年9月14日 (注)6 | 90,000 | 7,501,800 | 4,500 | 338,605 | 4,500 | 288,605 |

(注)1. 有償第三者割当

割当先 法人20名 個人2名 合計 22名

発行価格 600,000円

資本組入額 300,000円

2. 株式分割(1:1,000)

3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 3,300円

引受価額 3,036円

資本組入額 1,518円

払込金総額 455,400千円

4. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出に関連した第三者割当増資)

発行価格 3,300円

引受価額 3,036円

資本組入額 1,518円

割当先 野村証券株式会社

5. 株式分割(1:2)

6. 新株予約権の行使による増加

7. 株式分割(1:3)

8. 平成24年10月19日を払込期日とする、払込金額1株当たり985.39円による1,000,000株の公募増資により資本金および資本準備金は、それぞれ492,695千円増加しております。また、平成24年11月14日を払込期日とする、払込金額1株当たり985.39円による26,600株の第三者割当増資により、資本金および資本準備金は、それぞれ13,105千円増加しております。その結果、提出日現在の発行済株式総数は、8,528,400株、資本金は、844,406千円、資本準備金は、794,406千円となっております。

(6) 【所有者別状況】

平成24年9月30日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | | 単元未満株式の状況(株) |
|-------------|--------------------|------|----------|--------|-------|------|--------|--------|--------------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | - | 3 | 16 | 51 | 12 | 2 | 4,919 | 5,003 | - |
| 所有株式数(単元) | - | 612 | 1,060 | 39,978 | 1,824 | 6 | 31,529 | 75,009 | 900 |
| 所有株式数の割合(%) | - | 0.82 | 1.41 | 53.30 | 2.43 | 0.01 | 42.03 | 100.00 | - |

(注) 自己株式702株は、「個人その他」に7単元及び「単元未満株式の状況」に2株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------|
| HTホールディングス株式会社 | 東京都港区赤坂3-21-21 | 3,700,000 | 49.32 |
| 谷村 尚永 | 東京都世田谷区 | 924,400 | 12.32 |
| 谷村 真紀 | 東京都世田谷区 | 168,000 | 2.24 |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASH PB) (常任代理人 野村證券株式会社) | 1 ANGEL LANE, LONDON, EC 4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1-9-1) | 101,700 | 1.36 |
| 上田 直之 | 埼玉県越谷市 | 72,000 | 0.96 |
| 渡辺 薫 | 東京都八王子市 | 60,000 | 0.80 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1-8-11 | 48,300 | 0.65 |
| クレディ・スイス・セキュリティズ(ヨーロッパ)リミテッド メインアカウント (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社) | ONE CABOT SQUARE LONDON E14 4QJ (東京都港区六本木1-6-1) | 40,000 | 0.53 |
| 奥平 健一 | 兵庫県加古郡播磨町 | 36,000 | 0.48 |
| 株式会社アール・シー・エス | 大阪府北区中崎3-1-20 | 31,000 | 0.41 |
| 計 | - | 5,181,400 | 69.07 |

(注) 当事業年度において、新たにHTホールディングス株式会社が、主要株主となりました。

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成24年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------------|----------|-----------------------------------------|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 700 | - | 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であります。 |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 7,500,200 | 75,002 | 同上 |
| 単元未満株式 | 普通株式 900 | - | (注) |
| 発行済株式総数 | 7,501,800 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 75,002 | - |

(注) 「単元未満株式」欄には当社所有の自己株式2株が含まれております。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有 株式数(株) | 他人名義所有 株式数(株) | 所有株式数の 合計(株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|------------|-----------------------|------------------|------------------|-----------------|--------------------------------|
| 株式会社 F P G | 東京都千代田区 丸の内二丁目3番2号 | 700 | - | 700 | 0.01 |
| 計 | - | 700 | - | 700 | 0.01 |

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

平成20年9月19日臨時株主総会決議

会社法の規定に基づき、平成20年9月30日現在の取締役、監査役、従業員、取引先の一部及びその他個人に対して新株予約権を付与することを、平成20年9月19日の臨時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

平成20年第1回新株予約権

| | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| 決議年月日 | 平成20年9月19日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 取締役 2 監査役 3 従業員 9 取引先 31 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 提出日現在におきましては、付与対象者は、退職等による権利喪失により33名減少しております。

平成20年第2回新株予約権

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成20年9月19日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 取締役2 その他個人1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 提出日現在におきましては、付与対象者は、権利放棄により2名減少しております。

平成21年9月14日臨時株主総会決議

会社法の規定に基づき、平成21年9月30日現在の従業員の一部に対して新株予約権を付与することを、平成21年9月14日の臨時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成21年9月14日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 従業員18 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 提出日現在におきましては、付与対象者は、退職等による権利喪失により9名減少しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|-----------------|--------|----------|
| 当事業年度における取得自己株式 | 486 | 30,408 |
| 当期間における取得自己株式 | - | - |

(注) 1. 平成23年11月1日付をもって普通株式1株を3株に分割しております。上記の当事業年度における取得自己株式数は、株式分割による取得株式432株と、単元未満株式の買取による増加54株であります。

2. 当期間における取得自己株式には、平成24年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの株式の買取請求による株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|-----------------------------|--------|------------|--------|------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - |
| 保有自己株式数 | 702 | - | 702 | - |

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、平成24年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式数は含めておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成24年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社の利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主への利益還元を重視し、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。当該方針のもと、配当については、株主の皆様に対する利益還元をより明確にするため、業績に応じた利益還元を実施すべく、配当性向の目標を概ね30%以上とすることとしております。

上記方針に基づき、平成24年9月期に係る配当につきましては、年間合計で、1株当たり37円00銭（配当性向34.6%）を実施させて頂きました。内部留保資金につきましては、主に今後のオペレーティング・リース事業の組成資金に充当し、さらなる利益獲得のために有効活用してまいります。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としておりますが、平成24年9月期においては、東京証券取引所市場第二部上場及び当社設立10周年に関する記念配当として、1株当たり5円00銭の中間配当（第2四半期末配当）を行いました。

配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 配当金の総額（千円） | 1株当たり配当額（円） |
|-------------------------|------------|-------------|
| 平成24年5月10日 取締役会決議 | 37,055 | 5 |
| 平成24年12月21日 定時株主総会決議 | 240,035 | 32 |

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 | 第7期 | 第8期 | 第9期 | 第10期 | 第11期 |
|-------|---------|---------|---------|----------------|----------------|
| 決算年月 | 平成20年9月 | 平成21年9月 | 平成22年9月 | 平成23年9月 | 平成24年9月 |
| 最高（円） | - | - | 3,600 | 3,410 4,605 | 2,456 1,060 |
| 最低（円） | - | - | 2,610 | 1,960 1,350 | 1,780 501 |

（注）1．最高・最低株価は、平成22年9月7日から平成22年10月11日までは、大阪証券取引所JASDAQにおける株価を、平成22年10月12日より平成23年10月2日までは、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における株価を、それ以後は、東京証券取引所市場第二部における株価を記載しております。なお、平成22年9月7日付をもって大阪証券取引所JASDAQに株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

- 2．印は、株式分割（平成23年4月1日、1株 2株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。
- 3．印は、株式分割（平成23年11月1日、1株 3株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成24年4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------|---------|-----|-----|-----|-------|-------|
| 最高（円） | 847 | 777 | 799 | 802 | 1,020 | 1,060 |
| 最低（円） | 714 | 675 | 699 | 759 | 784 | 945 |

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

5【役員の状況】

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------------|------------|-------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------------|
| 代表取締役 社長 | 代表 執行役員 | 谷村 尚永 | 昭和34年 7月25日生 | 昭和58年4月 住商リース株式会社入社 平成10年8月 ING Lease Japan N.V.東京支店在日代表 平成13年11月 有限会社ファイナンシャル・プロダクト・ グループ(現 当社)設立 当社代表取締役(現任) 平成24年12月 当社代表執行役員(現任) | (注)3 | 244,400 |
| 取締役 | | 門多 丈 | 昭和22年 4月18日生 | 昭和46年7月 三菱商事株式会社入社 平成11年4月 三菱商事証券株式会社代表取締役社長 平成19年4月 株式会社カドタ・アンド・カンパニー代表 取締役(現任) 平成19年6月 株式会社八十二銀行監査役(現任) 平成19年10月 株式会社アドバンテッジアドバイザーズ監 査役(現任) 平成20年7月 当社監査役 平成21年9月 一般社団法人実践コーポレートガバナンス 研究会代表理事(現任) 平成24年12月 当社取締役(現任) | (注)3 | - |
| 取締役 | | 船山 雅史 | 昭和27年 8月30日生 | 昭和51年12月 アーサーアンダーセンアンドカンパニー入 社 昭和62年8月 シティバンク・プライベートバンク入社 平成8年11月 リパブリックニューヨーク銀行プライベ ートバンキング入社 平成18年10月 船山公認会計士事務所代表(現任) 平成20年6月 株式会社フィナンテック取締役(現任) 平成20年7月 当社監査役 平成24年12月 当社取締役(現任) | (注)3 | - |
| 常勤監査役 | | 手塚 昌弘 | 昭和16年 2月28日生 | 昭和38年4月 株式会社小松製作所入社 平成3年6月 小松フォークリフト株式会社取締役 平成9年6月 同社常勤監査役 平成20年7月 当社常勤監査役(現任) | (注)4 | - |
| 監査役 | | 安田 正敏 | 昭和22年 8月17日生 | 昭和46年7月 株式会社日立製作所入社 昭和58年1月 シティバンク東京支店入社 昭和63年7月 シティコープ・スクリムジャー・ヴィッ カーズ証券東京支店支店長 平成4年7月 キャンターフィッツジェラルド 日本代表 平成18年12月 株式会社MM総研取締役副所長 平成21年9月 一般社団法人実践コーポレートガバナンス 研究会専務理事(現任) 平成22年3月 株式会社ネットワークバリューコンポネ ンツ監査役(現任) 平成23年2月 株式会社好日山荘監査役(現任) 平成23年6月 株式会社アパレルウェブ監査役(現任) 平成24年12月 当社監査役(現任) | (注)4 | - |
| 監査役 | | 吉利 友克 | 昭和27年 10月4日生 | 昭和50年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社 新生銀行)入行 平成11年7月 アイエヌジー生命保険株式会社入社 平成14年7月 アイエヌジー投信株式会社代表取締役社長 平成22年7月 医療法人松英会顧問(現任) 平成24年12月 当社監査役(現任) | (注)4 | - |
| 計 | | | | | | 244,400 |

- (注) 1. 取締役門多丈及び船山雅史は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役手塚昌弘、安田正敏及び吉利友克は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成23年12月22日開催の定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
4. 平成22年5月13日開催の臨時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
5. 当社は、意思決定・監督と職務執行を分離し、取締役会の活性化・機能強化を図るため、執行役員制度を導入しております。本書提出日現在の執行役員は以下のとおりとなります。

代表執行役員 谷村 尚永 M & A 推進室・不動産推進室担当
 常務執行役員 上田 直之 大阪支店・名古屋支店・福岡支店・保険推進室担当
 常務執行役員 高橋 和樹 東京営業部・大宮支店・営業サポート部担当 東京営業部長
 執行役員 久保出健二 経理部担当 経理部長
 執行役員 森垣 智哉 財務部・総務部・人事部担当 財務部長・人事部長
 執行役員 松本 孝博 ストラクチャードファイナンス部担当 ストラクチャードファイナンス部長

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、株主、従業員、取引先等、当社を取り巻くステークホルダーの方々の利益を尊重した経営を図ることが、当社の使命であると考え、業績の向上と経営の効率化に努めてきました。また、役員はもちろんのこと従業員も含めたコンプライアンスの徹底にも取り組んでまいりました。

そしてこれらの実効性を担保する仕組みがコーポレート・ガバナンスであると認識しその充実を図ってきましたが、今後もタイムリーディスクリージャーを含め、当社の成長過程に応じたコーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営上の重要課題として取り組み、成長を続けたいと考えております。

当社の経営理念のなかに、“専門技術を活用するには、厳格な倫理感を有していなければならない”とありますが、コンプライアンスにつきましてはコーポレート・ガバナンスの中核をなすものと認識し、徹底を図っております。

さらに、企業価値の増大・最大化がコーポレート・ガバナンスの基本目標であると認識し、金融分野での「真のプロフェッショナル」を目指し、それに相応しい経営体制の整備・構築・運用を目標としています。

企業統治の体制

() 企業統治の体制の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由__

当社は、執行役員制度を導入し、取締役会は、高度な経営方針の策定と、監督機能の遂行に集中するとともに、個々の分野の業務執行は、執行役員が担当し、意思決定の迅速化と、業務執行機能強化による経営の効率化を図っております。

また、監査役が、取締役の業務執行の監査を行う体制が、適切なコーポレートガバナンスを実現するうえで最も適切であると考えて、監査役会設置会社の形態を採用しております。

(a) 取締役会及び執行役員会

取締役会は、本書提出日現在3名の取締役ににより構成され、社外取締役は2名であります。

取締役会では、重要な業務執行及び法定事項に関する意思決定を行うとともに、業務執行の監督も行っております。取締役会は、最低月1回、また必要に応じて適時に開催しております。

また、豊富な知識と経験を有する社外取締役を選任することで、高度な経営戦略の策定を図るとともに、監視・監督機能の一層の強化を図っております。

執行役員は、取締役会において選任・解任され、任期は原則1年であります。代表取締役社長が兼任する代表執行役員が議長を務める執行役員会を、毎月1回又は必要に応じて開催します。

(b) 監査役会

監査役会は、本書提出日現在3名の監査役ににより構成され、すべて社外監査役であります。このうち常勤監査役は1名であります。

監査役会は、最低月1回、また必要に応じて適時に開催しております。各監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づき監査役監査を実施し、取締役の業務執行の監査及び監視を行っております。

また、知識・経験を豊富に有する社外監査役を選任することで、監査機能の一層の強化を図っております。

(c) 内部監査室

内部監査室は、代表取締役社長直轄の他の組織から独立した組織としており、専任担当者1名を配置し、当社の業務活動全般に関して、内部統制の有効性を評価しております。

(d) その他

コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役社長が委員長を務めるコンプライアンス委員会を、定期または臨時に開催することとしております。

-

() 内部統制システムの整備の状況及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について定め、公正で健全な経営の推進に努めております。この決議の概要は次のとおりです。

- (1) 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、既に定めある「コンプライアンスポリシー」を法令遵守および倫理維持の基本方針とし、取締役および使用人に周知徹底し、業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その遵守および推進を求める。
コンプライアンス違反者に対しては、「社員就業規則」に基づく懲戒を含め厳正に対処する。
取締役、執行役員および使用人の業務執行における法令・社内規程・規則等の遵守状況について日常的に相互監視を行うとともに、監査役および内部監査室は連携し、定期的に全社および主要な関係会社について、その遵守体制の有効性の検証を行う。また、内部通報制度を設置し、コンプライアンス上疑義ある行為等について通報窓口に通報する。
取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
既に定めある「コンプライアンスポリシー」の反社会的勢力に対する基本方針に基づき要領等の整備を行い、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係をもたず、警察等関連機関とも連携し毅然と対応することとする。
金融商品取引法に基づく信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、財務報告に係る内部統制の整備、運用を適切に行うこととする。
- (2) 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役および執行役員の職務の執行に際しては、既に定めある「文書管理規程」に基づき文書・記録の作成、保存および管理を適正に行う。
監査役および内部監査室は連携し、定期的に情報の保存および管理について、監査を行う。
個人情報、法令および「個人情報保護基本規程」に基づき厳重・適切に管理する。
取締役および執行役員は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令等に従って適時かつ適切に開示する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理の体制については、既に定めある「リスク管理規程」に基づき、常に見直し改善を図り、それに則った厳格な運営を行う。
オペレーショナルリスク等の管理については、災害・事故発生時の報告体制を整備し、顧客保護に重点を置いて、事故の予防および発生事故の早期解決を図るとともに再発防止の対策を講じる。
- (4) 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会の意思決定・監督機能の強化および業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入する。代表執行役員および執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、取締役会の決定に従い、規程等に定められた権限および責任の範囲で、自己の職務を執行する。
取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時にこれを開催し、機動的な意思決定を行う。取締役会の手続きおよび取締役会の権限範囲等は、既に定めある「取締役会規程」に基づき、常に見直し改善を図り、それに則った厳格な運営を行う。
取締役および執行役員による効果的な業務運営を確保するため、既に定めある「組織規程」、「職務権限規程」、同「別表」および「職務分掌規程」に基づき、取締役および執行役員の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の適切かつ効率的な運営を図る。
取締役会は、当社の企業理念を定めるとともに、中期経営計画および年度計画を策定し、取締役および使用人に周知徹底し、適切な経営管理に努め、取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
その他社内規程を整備することにより、取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社については、当社の経営方針に従った適正な業務運営が行われるよう、子会社の役員に、当社役員または当社使用人その他適切な人材を選任するとともに、子会社の業務を当社が監理する。また、関連会社については、当社の経営方針と整合した適正な業務が行われていることについて、報告を受け、必要に応じて、対応を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合には、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人の人数、権限、所属する組織、指揮命令権等について決定し、使用人の人事発令等を速やかに行う。

(7) 前号の使用人の取締役および執行役員からの独立性に関する事項

前号により設置される監査役を補助すべき組織の使用人の独立性を確保するため、使用人は、取締役および執行役員の指揮命令を受けないものとし、当該組織およびその使用人の人事（異動、人事評価、懲戒等）に関しては、代表取締役が監査役の同意を得た上決定する。

(8) 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会および重要な会議に出席し、業務執行状況の報告を受ける。

監査役には主要な稟議書その他社内の重要書類が回付され、または、要請があれば直ちに関係書類・資料等が提出され、閲覧できる。

監査役は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催するほか、他の取締役、執行役員および使用人からその職務執行等に関する報告・説明を受けることができる。

取締役および執行役員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に当該事実を報告する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および執行役員は、監査役の職責、心構え、監査体制、監査にあたっての基準、行動指針等を明確にした「監査役監査基準」および毎年策定する監査計画書を熟知するとともに、監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備に努める。

監査役が必要と認めたときは、代表取締役等と協議の上、特定の事項について、内部監査室に監査の協力を求めることができる。また、監査役は、各部室店所に対しても、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。

監査役は、会計監査法人と、両者の監査業務の品質および効率を高めるため、相互協議に基づき、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。

() 責任免除契約の状況

当社は、現行定款において、社外取締役及び社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨規定しております。

当該定款に基づき、当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

(a) 社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

(b) 社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

内部監査及び監査役監査の状況

() 内部監査

内部監査室は、年度監査計画を策定し、被監査部門に対する監査を実施しております。また監査結果を代表取締役社長と被監査部門に報告するとともに、被監査部門における改善状況を点検し、実効性かつ有効性の高い監査を実施しております。また、内部監査室は、会計監査人との面談等を通じて、相互に情報を共有しながら監査を実施しております。

() 監査役監査

監査役会は、監査役3名から構成されており、いずれも社外監査役であります。監査役吉利友克は、銀行での融資業務の経験を有する等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役は、監査役会で定めた年度監査計画に基づいて監査の実施、取締役会への出席、各取締役との定期的面談等を行うことで、取締役の職務執行が法令・定款に適合し、会社業務が適正に遂行されているかを監査しております。また、監査役は、会計監査人との面談・報告等を通じ、相互に情報を共有しながら監査を行っております。また内部監査室とは、随時の面談、内部監査結果の確認、監査への立会などを通じ、相互に情報を共有しながら監査を行っております。

社外取締役と社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役門多丈は、大手商社系証券子会社における企業経営者として、国際金融と企業投資に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、適切な業務執行及び監督が可能であると判断しております。

社外取締役船山雅史は、大手監査法人及び大手金融機関におけるプライベートバンキング業務に携わったことにより、会計と金融に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、適切な業務執行及び監督が可能であると判断しております。

また当社と社外取締役には、門多丈氏12,000株、船山雅史氏12,000株の新株予約権の付与（株数はいずれも本書提出日現在の株数）を除く他、当社と人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はなく、当社及び当社の子会社での勤務経験等もないことから、独立した立場での業務執行の監督が可能と判断しております。

社外監査役は、他社での経験が豊富であり、適切な監査の遂行が可能であると判断しております。また当社と社外監査役には、手塚昌弘氏24,000株の新株予約権の付与（株数はいずれも本書提出日現在の株数）を除く他、当社と人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はなく、当社及び当社の子会社での勤務経験等もないことから、独立した立場での監査が可能と判断しております。

当社は、社外役員を選任するための独立性に関する基準及び方針は設けておりませんが、上記関係から鑑みると、各社外役員は、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にはないと判断し、全員を東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

社外監査役のうち手塚昌弘氏は常勤監査役として、業務監査の中心を担っており、すべての社外監査役は、監査役会等を通じ、常に情報を共有して、監査を行っております。また会計監査人及び内部監査人とも、随時連携し、相互に情報を共有しながら監査を行っております。

役員報酬等

() 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|----------------|----------------|----------------|---------------|----|-------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | ストック オプション | 賞与 | 退職慰労金 | |
| 取締役(社外取締役を除く。) | 105,300 | 105,300 | - | - | - | 4 |
| 監査役(社外監査役を除く。) | - | - | - | - | - | |
| 社外役員 | 13,350 | 13,350 | - | - | - | 3 |

() 提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

() 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、株主総会で承認された取締役及び監査役の報酬の限度内で、会社の業績及び役員個々の業務執行状況を勘案し決定しております。

株式の保有状況

- () 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
該当事項はありません。
- () 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度
該当事項はありません。 _
当事業年度
該当事項はありません。
- () 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並
びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。 _

会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、当該監査法人の監査を受け、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正化に努めております。

なお、業務を執行した公認会計士の氏名、所属する法人名及び継続する監査年数は次のとおりであり、監査業務に係る体制は、監査責任者2名、公認会計士4名及びその他5名より構成されております。

| 公認会計士の氏名等 | | 所属する監査法人名 |
|-----------|--------|-------------|
| 指定有限責任社員 | 古谷 伸太郎 | 新日本有限責任監査法人 |
| 業務執行社員 | 長南 伸明 | |

継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することがないよう措置をとっております。

取締役の定数

当社の取締役の定数は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、株主総会を円滑に運営するため、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待された役割を十分発揮できるように、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| 監査証明業務に 基づく報酬(千円) | 非監査業務に 基づく報酬(千円) | 監査証明業務に 基づく報酬(千円) | 非監査業務に 基づく報酬(千円) |
| 16,000 | - | 17,000 | - |

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、会社規模や業態を鑑み、監査公認会計士と検討したうえで決定しています。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年10月1日から平成24年9月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社では、匿名組合事業の営業者である子会社については「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第1項第2号により、連結の範囲に含めることにより、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められること、またそれ以外の子会社については、同規則第5条第2項により、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、同規則第5条第2項による判断に際しての資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は以下のとおりであります。

| | |
|---------|------|
| 資産基準 | 1.7% |
| 売上高基準 | 0.0% |
| 利益基準 | 0.4% |
| 利益剰余金基準 | 1.2% |

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体や会計に関する専門機関が実施する研修への参加等を行っております。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成23年9月30日) | 当事業年度 (平成24年9月30日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 2,226,322 | 1,987,063 |
| 売掛金 | ³ 19,040 | ³ 41,114 |
| 貯蔵品 | 1,549 | 2,800 |
| 商品出資金 | 3,749,247 | 3,152,459 |
| 前払費用 | 40,260 | ³ 42,564 |
| 繰延税金資産 | 104,263 | 169,395 |
| 未収入金 | ³ 68,353 | ³ 96,995 |
| 流動資産合計 | 6,209,037 | 5,492,393 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物附属設備(純額) | 35,129 | 39,079 |
| 車両運搬具(純額) | 1,138 | 1,982 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 22,310 | 36,219 |
| 土地 | 35,927 | 35,927 |
| 有形固定資産合計 | ¹ 94,505 | ¹ 113,208 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 1,862 | 372 |
| 電話加入権 | 47 | 47 |
| 無形固定資産合計 | 1,909 | 420 |
| 投資その他の資産 | | |
| 関係会社株式 | ² 90,643 | ² 134,581 |
| 関係会社出資金 | 42,059 | 42,059 |
| 繰延税金資産 | 26,817 | 24,733 |
| 敷金及び保証金 | ² 124,548 | ² 111,806 |
| その他 | 82 | 98 |
| 投資その他の資産合計 | 284,151 | 313,279 |
| 固定資産合計 | 380,566 | 426,907 |
| 資産合計 | 6,589,604 | 5,919,301 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成23年9月30日) | 当事業年度 (平成24年9月30日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 13,704 | 67,577 |
| 短期借入金 | 3,637,800 | 1,607,100 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 10,164 | 121,174 |
| 1年内償還予定の社債 | 20,000 | 20,000 |
| 未払金 | 18,300 | 42,336 |
| 未払費用 | 15,384 | 5,684 |
| 未払法人税等 | 229,472 | 456,615 |
| 未払消費税等 | 19,069 | 42,570 |
| 前受金 | 3 461,812 | 3 557,105 |
| 預り金 | 5,282 | 10,155 |
| 前受収益 | 3 65,567 | 3 89,239 |
| 賞与引当金 | 42,589 | 74,936 |
| 資産除去債務 | - | 1,960 |
| 流動負債合計 | 4,539,147 | 3,096,453 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 70,000 | 50,000 |
| 長期借入金 | 874 | 200,000 |
| 資産除去債務 | 20,749 | 21,824 |
| 固定負債合計 | 91,623 | 271,824 |
| 負債合計 | 4,630,770 | 3,368,278 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 334,105 | 338,605 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 284,105 | 288,605 |
| 資本剰余金合計 | 284,105 | 288,605 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 1,000 | 1,000 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 1,339,902 | 1,923,122 |
| 利益剰余金合計 | 1,340,902 | 1,924,122 |
| 自己株式 | 280 | 310 |
| 株主資本合計 | 1,958,833 | 2,551,022 |
| 純資産合計 | 1,958,833 | 2,551,022 |
| 負債純資産合計 | 6,589,604 | 5,919,301 |

【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日) | 当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日) |
|---------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 売上高 | 1,992,470 | 2,802,696 |
| 売上原価 | 258,798 | 405,319 |
| 売上総利益 | 1,733,671 | 2,397,376 |
| 販売費及び一般管理費 | 697,931 | 959,143 |
| 営業利益 | 1,035,740 | 1,438,233 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 17,903 | 93,653 |
| 為替差益 | 454 | 12,422 |
| その他 | 3,239 | 3,293 |
| 営業外収益合計 | 21,597 | 109,369 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 33,004 | 81,427 |
| 社債利息 | 390 | 663 |
| 社債発行費 | 1,959 | - |
| 株式交付費 | - | 2,425 |
| 支払手数料 | 53,992 | 70,453 |
| 営業外費用合計 | 89,346 | 154,968 |
| 経常利益 | 967,991 | 1,392,633 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 127 | - |
| 関係会社株式評価損 | 1,296 | 1,709 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 6,362 | - |
| 特別損失合計 | 7,786 | 1,709 |
| 税引前当期純利益 | 960,205 | 1,390,924 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 422,244 | 660,771 |
| 法人税等調整額 | 19,499 | 63,048 |
| 法人税等合計 | 402,745 | 597,722 |
| 当期純利益 | 557,459 | 793,202 |

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日) | 当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日) |
|-----------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 332,905 | 334,105 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 1,200 | 4,500 |
| 当期変動額合計 | 1,200 | 4,500 |
| 当期末残高 | 334,105 | 338,605 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | 282,905 | 284,105 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 1,200 | 4,500 |
| 当期変動額合計 | 1,200 | 4,500 |
| 当期末残高 | 284,105 | 288,605 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 282,905 | 284,105 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 1,200 | 4,500 |
| 当期変動額合計 | 1,200 | 4,500 |
| 当期末残高 | 284,105 | 288,605 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 当期首残高 | 1,000 | 1,000 |
| 当期末残高 | 1,000 | 1,000 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 936,355 | 1,339,902 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 153,912 | 209,982 |
| 当期純利益 | 557,459 | 793,202 |
| 当期変動額合計 | 403,547 | 583,219 |
| 当期末残高 | 1,339,902 | 1,923,122 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 937,355 | 1,340,902 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 153,912 | 209,982 |
| 当期純利益 | 557,459 | 793,202 |
| 当期変動額合計 | 403,547 | 583,219 |
| 当期末残高 | 1,340,902 | 1,924,122 |
| 自己株式 | | |
| 当期首残高 | - | 280 |
| 当期変動額 | | |
| 自己株式の取得 | 280 | 30 |
| 当期変動額合計 | 280 | 30 |
| 当期末残高 | 280 | 310 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日) | 当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日) |
|---------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 1,553,165 | 1,958,833 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 2,400 | 9,000 |
| 剰余金の配当 | 153,912 | 209,982 |
| 当期純利益 | 557,459 | 793,202 |
| 自己株式の取得 | 280 | 30 |
| 当期変動額合計 | 405,667 | 592,189 |
| 当期末残高 | 1,958,833 | 2,551,022 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 1,553,165 | 1,958,833 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 2,400 | 9,000 |
| 剰余金の配当 | 153,912 | 209,982 |
| 当期純利益 | 557,459 | 793,202 |
| 自己株式の取得 | 280 | 30 |
| 当期変動額合計 | 405,667 | 592,189 |
| 当期末残高 | 1,958,833 | 2,551,022 |

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日) | 当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日) |
|-------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益 | 960,205 | 1,390,924 |
| 減価償却費 | 21,677 | 21,572 |
| 固定資産除却損 | 127 | - |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 6,362 | - |
| 賞与引当金の増減額（は減少） | 42,589 | 32,347 |
| 受取利息 | 17,903 | 93,653 |
| 社債発行費 | 1,959 | - |
| 株式交付費 | - | 2,425 |
| 関係会社株式評価損 | 1,296 | 1,709 |
| 支払利息 | 33,004 | 81,427 |
| 社債利息 | 390 | 663 |
| 為替差損益（は益） | 789 | 60 |
| 売上債権の増減額（は増加） | 16,476 | 22,073 |
| 貯蔵品の増減額（は増加） | 558 | 1,251 |
| 商品出資金の増減額（は増加） | 2,343,585 | 596,787 |
| 未収入金の増減額（は増加） | 16,385 | 28,641 |
| その他の資産の増減額（は増加） | 33,346 | 66,079 |
| 仕入債務の増減額（は減少） | 12,759 | 53,872 |
| 前受金の増減額（は減少） | 185,548 | 95,293 |
| その他の負債の増減額（は減少） | 10,398 | 87,039 |
| 小計 | 1,106,831 | 2,284,461 |
| 利息の受取額 | 17,928 | 93,653 |
| 利息の支払額 | 25,793 | 91,193 |
| 法人税等の支払額 | 564,753 | 444,178 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 1,679,449 | 1,842,742 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 8,537 | 38,285 |
| 子会社株式の取得による支出 | 47,486 | 45,026 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | 15,586 | 3,979 |
| 敷金及び保証金の回収による収入 | 194 | 16,721 |
| その他 | - | 620 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 71,415 | 71,189 |

| | 前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日) | 当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日) |
|---------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額（は減少） | 3,637,800 | 2,030,700 |
| 長期借入れによる収入 | - | 750,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | 31,211 | 439,864 |
| 社債の発行による収入 | 98,040 | - |
| 社債の償還による支出 | 10,000 | 20,000 |
| 株式の発行による収入 | 2,400 | 9,000 |
| 自己株式の取得による支出 | 280 | 30 |
| 配当金の支払額 | 153,307 | 209,654 |
| 手数料の支払額 | 50,000 | 69,624 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 3,493,442 | 2,010,872 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 789 | 60 |
| 現金及び現金同等物の増減額（は減少） | 1,743,365 | 239,259 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 482,956 | 2,226,322 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 2,226,322 | 1,987,063 |

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
デリバティブ
時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物附属設備 8～18年
車両運搬具 6年
工具、器具及び備品 3～15年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
5. 繰延資産の処理方法
 - (1) 株式交付費
支出時に全額費用として処理しております。
 - (2) 社債発行費
支出時に全額費用として処理しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
8. 重要なヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によることとしております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によることとしております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
当事業年度において、ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。
（ヘッジ手段） 為替予約
（ヘッジ対象） 外貨建金銭債権
 - (3) ヘッジ方針
当社の内規に基づき、為替相場変動リスクを回避するために行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引とヘッジ対象の通貨種別、期日、金額の同一性を確認することにより有効性を判定しております。

9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

10. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 商品出資金の会計処理

当社は匿名組合契約に基づく権利の立替金を「商品出資金」として計上しております。子会社（特別目的会社）が行うリース事業の組成時に、当社が立替えた金額を「商品出資金」に計上し、投資家に地位譲渡した場合には、「商品出資金」を減額し、対応する手数料を売上高に計上しております。

【会計方針の変更】

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

この適用により、平成23年11月1日に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

【表示方法の変更】

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益に区分掲記しておりました「受取手数料」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「受取手数料」に表示していた2,455千円は、「その他」として表示しております。

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、財務活動によるキャッシュ・フローの「シンジケートローン手数料の支払額」に表示しておりましたシンジケートローン手数料につきましては、当事業年度より、シンジケートローン手数料以外のコミットメントライン契約等に係る手数料に重要性が増してきたことから、コミットメントライン契約等に関する手数料を含め、「手数料の支払額」として表示することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「シンジケートローン手数料の支払額」に表示していた50,000千円は、「手数料の支払額」として表示しております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (平成23年9月30日) | 当事業年度 (平成24年9月30日) |
|--|-----------------------|-----------------------|
| | 62,487千円 | 82,570千円 |

2 担保提供資産

前事業年度(平成23年9月30日)

関係会社株式16,924千円は、関係会社の銀行借入金の物上保証に供しております。

また、敷金及び保証金のうち40,000千円は、保険仲立人事業を行うため、保険業法に基づき、法務局に供託しております。

当事業年度(平成24年9月30日)

関係会社株式16,924千円は、関係会社の銀行借入金の物上保証に供しております。

また、敷金及び保証金のうち40,000千円は、保険仲立人事業を行うため、保険業法に基づき、法務局に供託しております。

3 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか以下のものがあります。

| | 前事業年度 (平成23年9月30日) | 当事業年度 (平成24年9月30日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 流動資産 | | |
| 売掛金 | 853千円 | 861千円 |
| 前払費用 | - | 4,286 |
| 未収入金 | 68,248 | 96,995 |
| 流動負債 | | |
| 前受金 | 461,702 | 557,105 |
| 前受収益 | 65,567 | 89,239 |

4 コミットメントライン契約等

前事業年度(平成23年9月30日)

当社は、匿名組合契約に基づく権利の立替資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行とシンジケーション方式のコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

| | |
|---------------|-------------|
| コミットメントラインの総額 | 3,000,000千円 |
| 借入実行残高 | 1,950,000千円 |
| 差引額 | 1,050,000千円 |

なお、上記コミットメントライン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

平成22年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成21年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

平成22年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

当事業年度(平成24年9月30日)

当社は、匿名組合契約に基づく権利の立替資金の効率的な調達を行うため、一部の取引銀行とコミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

| | |
|----------------------------|-------------|
| コミットメントライン及び 当座貸越極度額の総額 | 9,850,000千円 |
| 借入実行残高 | -千円 |
| 差引額 | 9,850,000千円 |

上記のコミットメントライン契約及び当座貸越契約には、以下のとおり、財務制限条項が付されているものがあります。

コミットメントライン契約(平成23年10月契約)

相手先：株式会社三井住友銀行及びその他 6 行

極度額： 4,450,000千円

借入実行残高： - 千円

- () 平成23年 9 月期末日以降の各事業年度末日及び各第 2 四半期会計期間末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成22年 9 月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- () 平成23年 9 月期末日以降の各事業年度末日及び各第 2 四半期会計期間末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

コミットメントライン契約（平成24年 1 月契約）

相手先：株式会社みずほ銀行

極度額： 1,500,000千円

借入実行残高： - 千円

- () 平成24年 1 月以降の各事業年度における単体決算（第 2 四半期決算を含む）において、純資産の部の金額を平成23年 9 月期決算における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- () 平成24年 1 月以降の各事業年度における単体決算（第 2 四半期決算を含む）において、経常損益を黒字に維持すること。

当座貸越契約（平成23年11月契約）

相手先：株式会社あおぞら銀行

極度額： 500,000千円

借入実行残高： - 千円

- () 単体の各年度の第 1 四半期、第 2 四半期、第 3 四半期及び本決算期の各末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額を、平成23年 9 月の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- () 単体の各年度の第 2 四半期及び本決算期の損益計算書における経常損益について損失を計上しないこと。

コミットメントライン契約（平成24年 4 月契約）

相手先：株式会社第四銀行

極度額： 500,000千円

借入実行残高： - 千円

- () 各年度の決算期及び第 2 四半期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額が、平成23年 9 月の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上であること。
- () 各年度の決算期及び第 2 四半期に係る単体の損益計算書上の経常損益に関して、経常損失を計上していないこと。

コミットメントライン契約（平成24年 5 月契約）

相手先：株式会社東京スター銀行

極度額： 500,000千円

借入実行残高： - 千円

- () 各事業年度末日又は各第 2 四半期末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額が、平成23年 9 月の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上であること。
- () 各事業年度又は各第 2 四半期における単体の損益計算書の経常損益を損失としないこと。

コミットメントライン契約（平成24年 9 月契約）

相手先：株式会社りそな銀行

極度額： 800,000千円

借入実行残高： - 千円

- () 本契約締結日以降の各事業年度における単体決算において、純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。
- () 本契約締結日以降の各事業年度における単体決算（第 2 四半期決算を含む）において、経常損益を損失としないこと。

（損益計算書関係）

- 1 関係会社との取引に係るものが以下のとおり含まれております。

| | 前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日) | 当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日) |
|-----------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 関係会社への売上高 | 1,897,542千円 | 2,622,344千円 |

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度47%、当事業年度45%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度53%、当事業年度55%であります。

主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日) | 当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日) |
|----------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 給料及び手当 | 163,461千円 | 247,599千円 |
| 役員報酬 | 118,150 | 118,650 |
| 地代家賃 | 88,290 | 90,639 |
| 支払報酬 | 44,759 | 82,393 |
| 賞与引当金繰入額 | 42,589 | 72,934 |
| 法定福利費 | 40,030 | 55,073 |
| 賞与 | 24,452 | 37,147 |
| 減価償却費 | 21,677 | 21,572 |

- 3 固定資産除却損

| | 前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日) | 当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日) |
|-----------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 工具、器具及び備品 | 127千円 | - 千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年10月1日至平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 (株) | 当事業年度 増加株式数 (株) | 当事業年度 減少株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|----------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(注1) | 1,231,300 | 1,239,300 | - | 2,470,600 |
| 合計 | 1,231,300 | 1,239,300 | - | 2,470,600 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式(注2) | - | 216 | - | 216 |
| 合計 | - | 216 | - | 216 |

(注)1. 普通株式の発行済株式の増加1,239,300株は、株式分割(1:2)による増加1,231,300株、新株予約権の権利行使による増加8,000株であります。

2. 自己株式の増加216株は、単元未満株式の買取による増加108株、株式分割(1:2)による増加108株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権
新株予約権の当事業年度末残高 - 千円

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-------|----------------|---------------------|------------|-------------|
| 平成22年12月22日 定時株主総会 | 普通株式 | 153,912 | 125 | 平成22年9月30日 | 平成22年12月24日 |

(注)1株当たり配当額には、株式上場に伴う記念配当30円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-------|----------------|-------|---------------------|------------|-------------|
| 平成23年12月22日 定時株主総会 | 普通株式 | 172,926 | 利益剰余金 | 70 | 平成23年9月30日 | 平成23年12月26日 |

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 (株) | 当事業年度 増加株式数 (株) | 当事業年度 減少株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|----------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式（注1） | 2,470,600 | 5,031,200 | - | 7,501,800 |
| 合計 | 2,470,600 | 5,031,200 | - | 7,501,800 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式（注2） | 216 | 486 | - | 702 |
| 合計 | 216 | 486 | - | 702 |

（注）1. 普通株式の発行済株式の増加5,031,200株は、株式分割（1：3）による増加4,941,200株、新株予約権の権利行使による増加90,000株であります。

2. 自己株式の増加486株は、株式分割（1：3）による増加432株、単元未満株式の買取による増加54株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権
新株予約権の当事業年度末残高 - 千円

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-------|----------------|---------------------|------------|-------------|
| 平成23年12月22日 定時株主総会 | 普通株式 | 172,926 | 70 | 平成23年9月30日 | 平成23年12月26日 |
| 平成24年5月10日 取締役会 | 普通株式 | 37,055 | 5 | 平成24年3月31日 | 平成24年5月30日 |

（注）平成24年5月10日取締役会決議の1株当たり配当額5円は、東京証券取引所市場第二部上場及び当社設立10周年に関する記念配当であります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-------|----------------|-------|---------------------|------------|-------------|
| 平成24年12月21日 定時株主総会 | 普通株式 | 240,035 | 利益剰余金 | 32 | 平成24年9月30日 | 平成24年12月25日 |

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日) | 当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日) |
|-----------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 現金及び預金勘定 | 2,226,322千円 | 1,987,063千円 |
| 現金及び現金同等物 | 2,226,322 | 1,987,063 |

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成23年9月30日) | 当事業年度 (平成24年9月30日) |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| 1年内 | 24,775 | 64,262 |
| 1年超 | - | 21,420 |
| 合計 | 24,775 | 85,683 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の収益の大半は、当社子会社（SPC）において、オペレーティング・リース事業を行い、当社はそのリース事業のアレンジメントを行う、タックス・リース・アレンジメント事業において計上しております。

当社子会社（SPC）において、オペレーティング・リース事業を開始する時点で、当該事業に係る匿名組合契約に基づく権利の未販売分がある場合、当社は、投資家に地位譲渡することを前提に、一時的に当該匿名組合契約に基づく権利を立替取得します。当社は、その立替取得した権利を、「商品出資金」として貸借対照表に計上し、投資家に地位譲渡を行っていきます。

当該匿名組合契約に基づく権利を立替取得するための資金は、自己資金、金融機関からの個別の借入金による他、コミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結し、必要に応じて、借入を実行することで調達しております。借入は、当該匿名組合契約に基づく権利を投資家に地位譲渡した後、速やかに返済しております。

なお、当事業年度末においては、コミットメントライン契約及び当座貸越契約の資金調達枠は、9,850,000千円（借入金の実行残高は-千円）であります。

当社が、当該匿名組合契約に基づく権利を、外貨建てで取得し、投資家に円建てで地位譲渡する場合には、投資家への譲渡価格は、リース組成時の為替レートの水準により決定しております。

そのため、投資家への地位譲渡を行うまでに、為替相場が急激に円高傾向になる等の事由により、当該匿名組合契約に基づく権利の価値が取得価額を下回った場合には、当社は当該匿名組合契約に基づく権利を計上している「商品出資金」について評価損または譲渡損を計上することになります。また、匿名組合契約に基づく権利を、投資家に外貨建てで地位譲渡する場合及びその他の場合において、当社が為替リスクを負う場合があります。当社はこのような状況が予想される場合、将来の損失を回避するため、通貨関連の為替予約取引等のデリバティブ取引を行う場合があります。なお、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。当事業年度においては、ヘッジを目的とした為替予約取引を行いました。当事業年度末までに終了しております。

事業遂行に必要なその他の資金についても、自己資金による他、金融機関からの借入等によっております。借入の返済期限につきましては、最長で事業年度末後3年以内となっております。

なお、一時的な余資については、主に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

商品出資金の内容については(1)に記載のとおりです。リスクは、主として為替変動リスクに晒されております。

未払法人税等については、1年以内の支払期日で、流動性リスクに晒されております。

借入金については、流動性リスクに晒されているほか、市場金利をベースとした変動金利である場合には、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引を行う場合、通貨関連の為替予約取引等になるため、主として為替変動リスク、信用リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクについて

デリバティブ取引を行う場合には、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定します。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）について

商品出資金の為替リスクにつきましては、担当部署で、為替の変動状況を予測し、必要に応じて、為替予約等のデリバティブ取引を実施することで、為替リスクを減殺します。

デリバティブ取引の執行・管理については、為替管理規程及びその他内規に従い、取締役会の決裁を得て実行する他、月次の取引実績を取締役に報告することとしております。

借入金の金利変動リスクは、財務部が、金利動向を注視し、必要に応じて対策を図ることとしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）について

各部署からの報告に基づき、財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（平成23年9月30日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|--------------|------------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 2,226,322 | 2,226,322 | |
| (2) 商品出資金 | 3,749,247 | 3,749,247 | |
| 資産計 | 5,975,570 | 5,975,570 | |
| (1) 短期借入金 | 3,637,800 | 3,637,800 | |
| (2) 未払法人税等 | 229,472 | 229,472 | |
| (3) 長期借入金() | 11,038 | 11,038 | |
| 負債計 | 3,878,310 | 3,878,310 | |

() 1年内返済予定分を含めております。

当事業年度（平成24年9月30日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|--------------|------------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 1,987,063 | 1,987,063 | |
| (2) 商品出資金 | 3,152,459 | 3,152,459 | |
| 資産計 | 5,139,523 | 5,139,523 | |
| (1) 短期借入金 | 1,607,100 | 1,607,100 | |
| (2) 未払法人税等 | 456,615 | 456,615 | |
| (3) 長期借入金() | 321,174 | 322,307 | 1,133 |
| 負債計 | 2,384,889 | 2,386,023 | 1,133 |

() 1年内返済予定分を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 商品出資金

投資家への地位譲渡を短期間に行い、回収する予定であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、変動金利によるものについては、短期的に市場金利が反映されており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 前事業年度 (平成23年9月30日) (千円) | 当事業年度 (平成24年9月30日) (千円) |
|---------|-------------------------------|-------------------------------|
| 関係会社株式 | 90,643 | 134,581 |
| 関係会社出資金 | 42,059 | 42,059 |

上記は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。なお、関係会社株式及び関係会社出資金は、非上場の子会社及び関連会社に係るものであります。

(注) 3 . 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年9月30日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 2,226,322 | | | |
| 合計 | 2,226,322 | | | |

当事業年度（平成24年9月30日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,987,063 | | | |
| 合計 | 1,987,063 | | | |

(注) 4 . 長期借入金の決算日後の返済予定額

附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額:子会社株式90,643千円、関連会社株式-千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成24年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額:子会社株式133,961千円、関連会社株式620千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度(平成23年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成24年9月30日)

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前事業年度(平成23年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成24年9月30日)

期中においては為替変動リスクを回避するための為替予約取引を行いました。期末日現在において契約残高はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自平成22年10月1日至平成23年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成23年10月1日至平成24年9月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当社は、以下の株式分割を行っておりますので、ストック・オプションの数及び単価情報については、これらの株式分割を反映した数値を記載しております。

- ・平成21年12月26日付での株式1株につき1,000株の株式分割
- ・平成23年4月1日付での株式1株につき2株の株式分割
- ・平成23年11月1日付での株式1株につき3株の株式分割

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 平成20年第1回 ストック・オプション | 平成20年第2回 ストック・オプション | 平成21年第3回 ストック・オプション |
|------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 2名 当社監査役 3名 当社従業員 9名 当社取引先 31名 | 当社取締役 2名 その他個人 1名 | 当社従業員 18名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式870,000株 | 普通株式240,000株 | 普通株式132,000株 |
| 付与日 | 平成20年9月30日 | 平成20年9月30日 | 平成21年9月30日 |
| 権利確定条件 | 付されていません | 付されていません | 付されていません |
| 対象勤務期間 | 定めていません | 定めていません | 定めていません |
| 権利行使期間 | 自平成22年11月1日 至平成30年8月31日 | 自平成22年1月1日 至平成30年8月31日 | 自平成23年11月1日 至平成31年8月31日 |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成24年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 平成20年第1回 ストック・オプション | 平成20年第2回 ストック・オプション | 平成21年第3回 ストック・オプション |
|-----------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前事業年度末 | | | 90,000 |
| 付与 | | | |
| 失効 | | | |
| 権利確定 | | | 90,000 |
| 未確定残 | | | |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前事業年度末 | 228,000 | 60,000 | |
| 権利確定 | | | 90,000 |
| 権利行使 | 72,000 | | 18,000 |
| 失効 | | | 12,000 |
| 未行使残 | 156,000 | 60,000 | 60,000 |

単価情報

| | 平成20年第1回 ストック・オプション | 平成20年第2回 ストック・オプション | 平成21年第3回 ストック・オプション |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 権利行使価格 (円) | 100 | 100 | 100 |
| 行使時平均株価 (円) | 1,005 | | 1,005 |
| 付与日における 公正な評価単価 (円) | | | |

2. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において新たに付与されたストック・オプション及び当事業年度の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションはないため、該当事項はありません。

3. スtock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額
及び当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

本源的価値の合計額 236,532千円

権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 81,450千円

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (平成23年9月30日) | 当事業年度 (平成24年9月30日) |
|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 未払事業税 | 17,213千円 | 31,419千円 |
| 売上高加算額 | 75,184 | 111,102 |
| 減損損失 | 18,021 | 16,834 |
| 賞与引当金 | 17,329 | 28,483 |
| 資産除去債務 | 8,443 | 8,523 |
| 関係会社出資金等評価損 | 4,860 | 4,866 |
| 出資金評価損 | 2,034 | 1,781 |
| その他 | 7,129 | 8,381 |
| 繰延税金資産小計 | 150,216 | 211,392 |
| 評価性引当額 | 6,894 | 6,648 |
| 繰延税金資産合計 | 143,321 | 204,744 |
| 繰延税金負債 | | |
| 売上原価認容額 | 7,914 | 6,637 |
| その他 | 4,327 | 3,978 |
| 繰延税金負債合計 | 12,241 | 10,615 |
| 繰延税金資産の純額 | 131,080 | 194,128 |

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (平成23年9月30日) | 当事業年度 (平成24年9月30日) |
|----------------------|----------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 | | 40.69% |
| (調整) | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。 | |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | | 1.04 |
| 留保金課税 | | 0.62 |
| その他 | | 0.62 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | | 42.97 |

3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から平成24年10月1日に開始する事業年度から平成26年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.64%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は14,415千円減少し、法人税等調整額が14,415千円増加しております。

(持分法損益等)

前事業年度(自平成22年10月1日至平成23年9月30日)

関連会社がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自平成23年10月1日至平成24年9月30日)

関連会社の損益及び利益剰余金その他の項目からみて、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当事業年度(自平成23年10月1日至平成24年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

本社オフィス及び各営業拠点の定期建物賃貸借契約及び建物賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務等を対象としております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

取得時から退去時までの使用見込期間を合理的に見積もったうえで、資産除去債務を算定しております。資産除去債務の算定にあたり、使用見込期間は10年から15年、割引率は0.8%から1.4%を採用しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

| | 前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日) | 当事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日) |
|-----------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 期首残高(注) | 20,542千円 | 20,749千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | - | 2,715 |
| 時の経過による調整額 | 207 | 319 |
| 期末残高 | 20,749 | 23,784 |

(注) 前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自平成22年10月1日至平成23年9月30日)及び当事業年度(自平成23年10月1日至平成24年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社は、タックス・リース・アレンジメント事業に加え、その他事業（銀行代理業、保険仲立人業、M & A アドバイザリー業、金融商品仲介業）を遂行しておりますが、最高意思決定機関である取締役会において、業績の評価は、事業セグメントに区分せず、単一の事業として行っております。

これは、いずれの事業も販売先に重要な差異はなく、共通の販売体制によっていること、また管理体制についても共通の部署が担当していることから、業績の評価を事業セグメントに区分する重要性が乏しく、自社の組織構造において事業セグメントに区分していないためです。

そのため、報告セグメントについても単一のセグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが単一セグメントとなりますので、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

報告セグメントが単一セグメントとなりますので、記載を省略しております。

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

報告セグメントが単一セグメントとなりますので、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

| 顧客の名称 | 売上高 |
|-----------------|-----------|
| (株)C L I P 第51号 | 495,301千円 |

(注) 関連するセグメント名については、当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

| 顧客の名称 | 売上高 |
|------------------|-----------|
| (株) C L I P 第47号 | 423,152千円 |

(注) 関連するセグメント名については、当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）及び当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）及び当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）及び当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (千円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の 所有(被所有) 割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の 内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|-----------------|-------------|----------------------|---------------|-------------------------------|---------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 子会社 | (株)CLIP 第34号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 124,580 | 未収入金 (注2) | 6,290 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,197 |
| 子会社 | (株)CLIP 第35号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 145,906 | 未収入金 (注2) | 63 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,197 |
| 子会社 | (株)CLIP 第40号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 20,281 | 未収入金 (注2) | 2,858 |
| | | | | | | | | | 前受金 | 36,599 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,449 |
| 子会社 | (株)CLIP 第41号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 8,782 | 未収入金 (注2) | 1,615 |
| | | | | | | | | | 前受金 | 22,844 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,464 |
| 子会社 | (株)CLIP 第42号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 132,422 | 未収入金 (注2) | 6,681 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,275 |
| 子会社 | (株)CLIP 第43号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 112,336 | 未収入金 (注2) | 5,677 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,275 |
| 子会社 | (株)CLIP 第44号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 60 | 未収入金 (注2) | 5,710 |
| | | | | | | | | | 前受金 | 115,457 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,275 |
| 子会社 | (株)CLIP 第50号 | 東京都 千代田区 | 3,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 54,342 | 未収入金 (注2) | 2,768 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,071 |
| 子会社 | (株)CLIP 第51号 | 東京都 千代田区 | 3,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 495,301 | 未収入金 (注2) | 64 |
| | | | | | | | | | 売掛金 | 200 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,039 |
| 子会社 | (株)CLIP 第53号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 157,921 | 未収入金 (注2) | 8,569 |
| | | | | | | | | | 売掛金 | 50 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,449 |
| 子会社 | (株)SHIP 第13号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 80,259 | 未収入金 (注2) | 89 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,716 |
| 子会社 | (株)SHIP 第14号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 134,855 | 未収入金 (注2) | 88 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,716 |
| 子会社 | (株)SHIP 第15号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 52,633 | 未収入金 (注2) | 51 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,716 |
| 子会社 | (株)SHIP 第16号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 38,332 | 未収入金 (注2) | 86 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,716 |
| 子会社 | (株)SHIP 第17号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 65,336 | 未収入金 (注2) | 85 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,701 |

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (千円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の 所有(被所有) 割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の 内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|-----------------|-------------|----------------------|---------------|-------------------------------|---------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 子会社 | (株)SHIP 第18号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 55,771 | 未収入金 (注2) | 87 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,701 |
| 子会社 | (株)SHIP 第19号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 56,522 | 未収入金 (注2) | 86 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,701 |
| 子会社 | (株)SHIP 第20号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 24,024 | 未収入金 (注2) | 4,180 |
| | | | | | | | | | 前受金 | 59,835 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,275 |
| 子会社 | (株)SHIP 第21号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 14,773 | 未収入金 (注2) | 3,600 |
| | | | | | | | | | 前受金 | 57,790 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,323 |
| 子会社 | (株)ALIP 第1号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 93,069 | 未収入金 (注2) | 5,752 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 2,142 |
| 子会社 | (株)ALIP 第2号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 22,392 | 未収入金 (注2) | 5,751 |
| | | | | | | | | | 前受金 | 73,055 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 2,142 |
| 子会社 | (株)ALIP 第3号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 90 | 未収入金 (注2) | 5,751 |
| | | | | | | | | | 前受金 | 96,118 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 2,142 |

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社が行う匿名組合契約に基づく権利の売買及び私募の取扱いの対象となるリース事業を賃貸人として行っています。業務受託に係る価格その他の取引条件は、当社が、リースの組成に際して、リース事業の賃借人、金融機関等と交渉して決定した手数料やその他の市場実勢を参考にした希望価額を子会社に提示し、価格交渉の上で、決定しております。
2. 未収入金は、当社が子会社から業務受託手数料を受領するときに係る消費税等で子会社が還付を受けるまで一時猶予しているものであります。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (千円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の 所有(被所有) 割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の 内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|-----------------|-------------|----------------------|---------------|-------------------------------|---------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 子会社 | (株)CLIP 第40号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 35,680 | 未収入金 (注2) | 66 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,260 |
| 子会社 | (株)CLIP 第41号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 22,313 | 未収入金 (注2) | 65 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,275 |
| 子会社 | (株)CLIP 第44号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 113,121 | 未収入金 (注2) | 59 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,086 |
| 子会社 | (株)CLIP 第45号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 175,151 | 未収入金 (注2) | 60 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,181 |
| 子会社 | (株)CLIP 第46号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 173,055 | 未収入金 (注2) | 60 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,181 |
| 子会社 | (株)CLIP 第47号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 423,152 | 未収入金 (注2) | 21,189 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 661 |
| 子会社 | (株)CLIP 第56号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 133,038 | 未収入金 (注2) | 59 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,197 |
| 子会社 | (株)CLIP 第57号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 132,822 | 未収入金 (注2) | 59 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,197 |
| 子会社 | (株)CLIP 第58号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 178,870 | 未収入金 (注2) | 63 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,228 |
| 子会社 | (株)SHIP 第20号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 58,554 | 未収入金 (注2) | 58 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,086 |
| 子会社 | (株)SHIP 第21号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 56,146 | 未収入金 (注2) | 59 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,134 |
| 子会社 | (株)SHIP 第22号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 41,071 | 未収入金 (注2) | 75 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,527 |
| 子会社 | (株)SHIP 第23号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 66,707 | 未収入金 (注2) | 77 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,527 |
| 子会社 | (株)SHIP 第24号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 41,071 | 未収入金 (注2) | 77 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,527 |
| 子会社 | (株)SHIP 第25号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託 手数料 | 41,071 | 未収入金 (注2) | 77 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,527 |

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (千円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の 所有(被所有) 割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の 内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|-----------------|-------------|----------------------|---------------|-------------------------------|---------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 子会社 | (株)ALIP 第2号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託手 数料 | 70,828 | 未収入金 (注2) | 97 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,953 |
| 子会社 | (株)ALIP 第3号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託手 数料 | 93,130 | 未収入金 (注2) | 98 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,953 |
| 子会社 | (株)ALIP 第4号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託手 数料 | 70,261 | 未収入金 (注2) | 4,416 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,716 |
| 子会社 | (株)ALIP 第5号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託手 数料 | 70,261 | 未収入金 (注2) | 4,416 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,716 |
| 子会社 | (株)ALIP 第6号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託手 数料 | 70,261 | 未収入金 (注2) | 84 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,716 |
| 子会社 | (株)ALIP 第7号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託手 数料 | 70,261 | 未収入金 (注2) | 4,416 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,716 |
| 子会社 | (株)ALIP 第8号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託手 数料 | 87,678 | 未収入金 (注2) | 5,543 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 2,047 |
| 子会社 | (株)ALIP 第9号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託手 数料 | 87,678 | 未収入金 (注2) | 5,543 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 2,047 |
| 子会社 | (株)ALIP 第10号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託手 数料 | 140,395 | 未収入金 (注2) | 11,086 |
| | | | | | | | | | 前受金 | 37,910 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 2,047 |
| 子会社 | (株)ALIP 第11号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託手 数料 | 158,157 | 未収入金 (注2) | 9,902 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 2,047 |
| 子会社 | (株)ALIP 第12号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託手 数料 | 15 | 未収入金 (注2) | 8,517 |
| | | | | | | | | | 前受金 | 172,497 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,764 |
| 子会社 | (株)ALIP 第13号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託手 数料 | 15 | 未収入金 (注2) | 8,538 |
| | | | | | | | | | 前受金 | 172,925 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,779 |
| 子会社 | (株)ALIP 第14号 | 東京都 千代田区 | 1,000 | リース業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任3名 業務受託(注1) | 業務受託手 数料 | 15 | 未収入金 (注2) | 8,581 |
| | | | | | | | | | 前受金 | 173,771 |
| | | | | | | | | | 前受収益 | 1,827 |

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社が行う匿名組合契約に基づく権利の売買及び私募の取扱いの対象となるリース事業を賃貸人として行っています。業務受託に係る価格その他の取引条件は、当社が、リースの組成に際して、リース事業の賃借人、金融機関等と交渉して決定した手数料やその他の市場実勢を参考にした希望価額を子会社に提示し、価格交渉の上で、決定しております。
2. 未収入金は、当社が子会社から業務受託手数料を受領するときに係る消費税等で子会社が還付を受けるまで一時猶予しているものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日) | | 当事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日) | |
|---------------------------------------|---------|---------------------------------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 264.31円 | 1株当たり純資産額 | 340.09円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 75.46円 | 1株当たり当期純利益金額 | 106.97円 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 | 71.71円 | 潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 | 102.59円 |

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成23年9月30日) | 当事業年度 (平成24年9月30日) |
|------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 純資産の部の合計額(千円) | 1,958,833 | 2,551,022 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る期末の純資産額(千円) | 1,958,833 | 2,551,022 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の 数(株) | 7,411,152 | 7,501,098 |

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日) | 当事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日) |
|-----------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1株当たり当期純利益金額 | | |
| 当期純利益(千円) | 557,459 | 793,202 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 557,459 | 793,202 |
| 期中平均株式数(株) | 7,387,935 | 7,415,290 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | | |
| 当期純利益調整額(千円) | - | - |
| 普通株式増加数(株) | 385,356 | 316,256 |
| (うち新株予約権) | (385,356) | (316,256) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当 期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | | |

(注) 当社は、平成23年11月1日付で、普通株式1株につき3株の株式分割を実施しております。1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当該株式分割が、前事業年度の期首に行われたと仮定し、算定しております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。この適用により、平成23年11月1日に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。

| | |
|---------------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 792円93銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 226円37銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 215円14銭 |

(重要な後発事象)

(1) 新株式の発行

公募による新株式発行

当社は、平成24年9月28日開催の臨時取締役会において、公募による新株式の発行（一般募集）を決議し、平成24年10月19日に払込が完了いたしました。その概要は次のとおりであります。

発行する株式の種類及び数

普通株式 1,000,000株

発行価額

1株につき 985.39円

発行価額の総額

985,390千円

資本組入額

1株につき 492.695円

資本組入額の総額

492,695千円

払込期日

平成24年10月19日

資金の用途

全額を短期借入金の返済資金として、平成25年9月期中に充当する予定であります。当社は、タックス・リース・アレンジメント事業において、当社子会社（SPC）の匿名組合契約に基づく権利を投資家に販売しておりますが、リース開始日時時点で、当社子会社（SPC）に当該権利の未販売分がある場合には、投資家に地位譲渡することを前提に、当社が一時的に立替取得を行う場合があります。上記の短期借入金は、当該権利を一時的に立替取得するために調達したものであります。

第三者割当による新株式発行

当社は、平成24年9月28日開催の臨時取締役会において、一般募集の主幹事会社である大和証券株式会社が行う、当社株主より借受ける当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）に関連して、同社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を決議しており、平成24年11月9日付の同社からの通知に基づき、平成24年11月14日に払込が完了いたしました。その概要は次のとおりであります。

発行する株式の種類及び数

普通株式 26,600株

発行価額

1株につき 985.39円

発行価額の総額

26,211千円

資本組入額

1株につき 492.695円

資本組入額の総額

13,105千円

割当先

大和証券株式会社

払込期日

平成24年11月14日

資金の用途

前記「公募による新株式発行」に記載の資金の用途と同様の内容であります。

(2) コミットメントライン契約の締結

平成23年10月に締結した株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする資金調達枠44.5億円のコミットメントライン契約について、その契約期間が終了することに伴い、資金調達枠を53.5億円に拡大した新たなコミットメントライン契約を締結いたしました。

| | |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸付人 | 株式会社三井住友銀行、 三井住友信託銀行株式会社、 株式会社商工組合中央金庫、 株式会社東京都民銀行、 株式会社西京銀行、株式会社東日本銀行 |
| アレンジャー及びエージェント | 株式会社三井住友銀行 |
| コ・アレンジャー | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 設定した資金調達枠 | 総額53.5億円 |
| 契約締結日 | 平成24年10月30日 |
| コミットメント期間 | 平成24年10月31日～平成25年10月30日 |
| 財務制限条項 | 本契約には以下の財務制限条項が付されております。 ・平成24年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成23年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。 ・平成24年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。 |

平成24年1月に締結した株式会社みずほ銀行との資金調達枠15億円のコミットメントライン契約について、その契約を終了し、貸付人として同行の他に金融機関5行を加え、資金調達枠を29億円に拡大した新たなコミットメントライン契約を締結いたしました。

| | |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸付人 | 株式会社みずほ銀行、 株式会社S B J銀行、 株式会社足利銀行、株式会社広島銀行、 株式会社群馬銀行、株式会社大東銀行 |
| アレンジャー及びエージェント | 株式会社みずほ銀行 |
| 設定した資金調達枠 | 総額29億円 |
| 契約締結日 | 平成24年10月30日及び平成24年11月20日（注） |
| コミットメント期間 | 平成24年10月30日～平成25年10月29日 |
| 財務制限条項 | 本契約には以下の財務制限条項が付されております。 ・平成24年9月期決算以降、各年度の決算期の末日および第2四半期会計期間の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を平成23年9月期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%および直前の各年度の決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。 ・平成24年9月期決算以降、各年度の決算期および第2四半期会計期間の末日における単体の損益計算書に示される経常損益が、損失とならないようにすること。 |

（注）平成24年11月20日に資金調達枠を26億円から29億円に変更する契約を締結しております。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円) | 当期償却額 (千円) | 差引 当期末残高 (千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------------------------|---------------|---------------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物附属設備 | 63,900 | 12,889 | - | 76,790 | 37,710 | 8,939 | 39,079 |
| 車両運搬具 | 3,497 | 1,531 | - | 5,029 | 3,046 | 687 | 1,982 |
| 工具、器具及び備品 | 53,667 | 24,365 | - | 78,032 | 41,812 | 10,455 | 36,219 |
| 土地 | 35,927 | - | - | 35,927 | - | - | 35,927 |
| 有形固定資産計 | 156,992 | 38,786 | - | 195,778 | 82,570 | 20,082 | 113,208 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウェア | 7,448 | - | - | 7,448 | 7,076 | 1,489 | 372 |
| 電話加入権 | 47 | - | - | 47 | - | - | 47 |
| 無形固定資産計 | 7,496 | - | - | 7,496 | 7,076 | 1,489 | 420 |

【社債明細表】

| 銘柄 | 発行年月日 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 利率(%) | 担保 | 償還期限 |
|--------------------|------------------|--------------------|--------------------|-------|----|------------------|
| 第1回無担保社債(銀行保証付私募債) | 平成年月日 23.3.31 | 90,000 (20,000) | 70,000 (20,000) | 0.8% | なし | 平成年月日 28.3.31 |
| 合計 | - | 90,000 (20,000) | 70,000 (20,000) | - | - | - |

(注) 1. () 内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

| 1年以内 (千円) | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 20,000 | 20,000 | 20,000 | 10,000 | - |

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------------|---------------|---------------|-------------|-------------|
| 短期借入金 | 3,637,800 | 1,607,100 | 1.3 | - |
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 10,164 | 121,174 | 2.0 | - |
| 1年以内に返済予定のリース債務 | - | - | - | - |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 874 | 200,000 | 1.7 | 平成26年～平成27年 |
| リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。) | - | - | - | - |
| 其他有利子負債 | - | - | - | - |
| 合計 | 3,648,838 | 1,928,274 | - | - |

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

| | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 100,000 | 100,000 | - | - |

【引当金明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (その他) (千円) | 当期末残高 (千円) |
|-------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 賞与引当金 | 42,589 | 74,936 | 42,589 | - | 74,936 |

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首および当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

| 区分 | 金額(千円) |
|------|-----------|
| 現金 | - |
| 預金 | |
| 普通預金 | 1,937,063 |
| 定期預金 | 50,000 |
| 小計 | 1,987,063 |
| 合計 | 1,987,063 |

ロ．売掛金

相手先別内訳

| 相手先 | 金額(千円) |
|-----------------|--------|
| アイエヌジー生命保険㈱ | 13,665 |
| メットライフアリコ生命保険㈱ | 11,945 |
| CMA CGM S.A. | 6,344 |
| マスマチュアル生命保険㈱ | 3,993 |
| 東京海上日動あんしん生命保険㈱ | 1,958 |
| その他 | 3,208 |
| 合計 | 41,114 |

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 当期首残高 (千円) | 当期発生高 (千円) | 当期回収高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 回収率(%) | 滞留期間(日) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------------------------|-------------------------|
| (A) | (B) | (C) | (D) | $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$ | (A) + (D) (B) 366 |
| 19,040 | 178,807 | 156,733 | 41,114 | 79.2 | 62 |

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．貯蔵品

| 区分 | 金額(千円) |
|--------|--------|
| 営業用貯蔵品 | 2,036 |
| その他 | 764 |
| 合計 | 2,800 |

二．商品出資金

| 相手先 | 金額(千円) |
|------------------|-----------|
| (株) A L I P 第14号 | 973,620 |
| (株) A L I P 第13号 | 965,945 |
| (株) A L I P 第12号 | 962,893 |
| (株) A L I P 第10号 | 250,000 |
| 合計 | 3,152,459 |

流動負債

イ．買掛金

| 相手先 | 金額(千円) |
|-------------------|--------|
| 西村あさひ法律事務所 | 30,024 |
| 税理士法人青木&パートナーズ | 6,036 |
| (株) プライムファーム | 4,088 |
| 税理士法人三田會計舎 | 3,150 |
| J - M A C S 税理士法人 | 2,100 |
| その他 | 22,178 |
| 合計 | 67,577 |

ロ．短期借入金

| 区分 | 金額(千円) |
|-------------------|-----------|
| (株) 三菱東京 U F J 銀行 | 1,320,000 |
| (株) 広島銀行 | 84,000 |
| (株) 東日本銀行 | 83,200 |
| (株) 徳島銀行 | 70,000 |
| (株) 百十四銀行 | 49,900 |
| 合計 | 1,607,100 |

八．未払法人税等

| 相手先 | 金額 (千円) |
|-------|---------|
| 未払法人税 | 309,694 |
| 未払事業税 | 82,660 |
| 未払住民税 | 64,261 |
| 合計 | 456,615 |

二．前受金

| 相手先 | 金額 (千円) |
|------------------|---------|
| (株) A L I P 第14号 | 173,771 |
| (株) A L I P 第13号 | 172,925 |
| (株) A L I P 第12号 | 172,497 |
| (株) A L I P 第10号 | 37,910 |
| 合計 | 557,105 |

ホ．長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

| 区分 | 金額 (千円) |
|-----------|---------------------|
| (株) 福邦銀行 | 100,000 (-) |
| (株) 高知銀行 | 100,000 (-) |
| (株) 群馬銀行 | 87,500 (87,500) |
| (株) 東日本銀行 | 32,800 (32,800) |
| (株) みずほ銀行 | 874 (874) |
| 合計 | 321,174 (121,174) |

(注) ()内は内数であり、返済期限が一年内に到来するもので貸借対照表上、流動負債の1年内返済予定の長期借入金として計上しております。

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第 1 四半期 | 第 2 四半期 | 第 3 四半期 | 当事業年度 |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 売上高 (千円) | 343,181 | 1,342,433 | 1,787,903 | 2,802,696 |
| 税引前四半期 (当期) 純利益金額 (千円) | 45,613 | 649,979 | 797,926 | 1,390,924 |
| 四半期 (当期) 純利益金額 (千円) | 22,034 | 377,983 | 458,780 | 793,202 |
| 1株当たり四半期 (当期) 純利益金額 (円) | 2.97 | 51.00 | 61.90 | 106.97 |

| (会計期間) | 第 1 四半期 | 第 2 四半期 | 第 3 四半期 | 第 4 四半期 |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|
| 1株当たり四半期純利益金額 (円) | 2.97 | 48.03 | 10.90 | 45.02 |

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度 | 毎年10月1日から翌年9月30日まで |
| 定時株主総会 | 毎事業年度終了後3カ月以内 |
| 基準日 | 9月30日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 9月30日 3月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り・売渡し | |
| 取扱場所 | (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 |
| 取次所 買取・売渡手数料 | 無料 |
| 公告掲載方法 | 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告掲載URL : http://www.fpg.jp/index.php |
| 株主に対する特典 | 毎年9月末及び3月末現在のそれぞれの株主名簿に記載された株主の皆様に対し、以下の条件に応じて、クオカードを贈呈いたします。 保有株式 100株以上1,000株未満(1,000円相当のクオカード 1枚) 保有株式 1,000株以上につき(3,000円相当のクオカード 1枚) |

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを会社に請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

平成23年12月26日に関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(2) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第10期）（自平成22年10月1日至平成23年9月30日）

平成23年12月26日関東財務局長に提出。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

平成23年12月26日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

（第11期第1四半期）（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）

平成24年2月13日関東財務局長に提出。

(5) 四半期報告書及び確認書

（第11期第2四半期）（自平成24年1月1日至平成24年3月31日）

平成24年5月10日関東財務局長に提出。

(6) 四半期報告書及び確認書

（第11期第3四半期）（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）

平成24年8月13日関東財務局長に提出。

(7) 臨時報告書

平成24年8月27日に関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

(8) 有価証券届出書（一般募集及び売出し）

平成24年9月28日に関東財務局長に提出。

(9) 有価証券届出書（一般募集及び売出し）の訂正届出書

平成24年10月9日に関東財務局長に提出。平成24年9月28日提出の有価証券届出書の訂正届出書であります。

(10) 臨時報告書

平成24年10月23日に関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

(11) 臨時報告書

平成24年12月25日に関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年12月21日

株式会社 F P G
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷 伸太郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長南 伸明

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 F P G の平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年9月28日開催の取締役会において新株式の発行を決議し、公募による新株式の発行については、平成24年10月19日に、第三者割当による新株式の発行については、平成24年11月14日に、それぞれ払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 F P G の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 F P G の平成24年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社 F P G が平成24年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。